

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
					酒井 一裕	
					稲垣 量平	
					■内線 □外線	2-4032
1-1	4	1	2	1-1		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	総括1 指標の設定と総合計画との関連について
(4) 監査結果	報告書 25 頁掲載 ・ 豊田市商業活性化プラン
■ 意見	「豊田市商業活性化プラン」は、「第8次豊田市総合計画後期実践計画」の基本施策の実施計画と位置づけているが、「豊田市商業活性化プラン」で掲げる指標は「人材育成事業への参加者数」と「創業者数」のみであり、総合計画の施策の柱の指標の一部を使用しているものの総合計画の「まちの状態指標」である「中心市街地大型4店舗の売上高」、「中心市街地空き店舗数」、「商業地に魅力とにぎわいのあるまち」として満足している市民の割合」、「小売吸引力指数①最寄品、②買回品」、「市内事業所数」について、指標として設定されていなかった。「豊田市商業活性化プラン」が、「第8次豊田市総合計画後期実践計画」の実施計画という位置づけであれば、総合計画が掲げる目標を達成するため、「豊田市商業活性化プラン」においても同様の指標を設定することで総合計画の達成度の確認や改善策の目安などになることも期待できる。 したがって、「豊田市商業活性化プラン」においても、総合計画に対応した指標の設定とそれに基づく進捗管理を行うためにさらに施策ごとに指標を設定することが求められる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了 ☒ B 措置中 方針決定 令和5年 7月26日 課長決定 措置完了予定 令和7年 3月予定 ☐ C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定 ☐ D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定 ☐ E 検討中
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、豊田市商業活性化プランにおいて「総合計画に対応した指標の設定」と「施策ごとに指標を設定する」ことは適正な行政事務に資するため、令和6年度に策定する次期商業活性化プランにおいては、同時期に進める第9次総合計画の策定と対応し次のとおり順次進めていくこととする。 令和6年3月～ 骨子作成 令和6年4月～ 施策事業の検討、各指標の設定等 令和7年3月 策定完了
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和5年4月～9月 次期商業活性化プラン骨子作成のための商業実態調査等を実施

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年9月2日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☒ B 措置中	方針決定 令和5年 7月26日 課長決定	措置完了予定 令和7年 3月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		豊田市商業活性化プラン（2025-2029）の策定中であるが、商業の活性化に向けた3つの目標を掲げ、目標ごとに「目標達成指標」を、さらに目標に対応する重点施策ごとに成果指標を設定している。令和7年3月の策定完了と同時に、監査結果に基づく措置は完了する見込みである。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和6年5月 骨子案完成 令和6年8月 施策方針策定完了（目標、重点施策、各指標の設定完了）	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
					酒井 一裕	
					石川 貴祥	
					■内線 □外線	■内線 □外線
1-2	4	1	2	1-2		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	総括1 指標の設定と総合計画との関連について
(4) 監査結果	報告書 25 頁掲載 ・ 豊田市観光実践計画
■ 意見	「豊田市観光実践計画」は、「第8次豊田市総合計画後期実践計画」の基本施策の実施計画と位置づけ、まちの状態指標として「観光客一人当たりの平均消費額」、「主な観光施設やイベントの観光入込客数」、「訪れた観光地について満足と感じた人の割合」、「地域資源を活用した住民主体の活動の数」などが掲げられているが、「豊田市観光実践計画」において、成果指標等は掲げられていない。新型コロナウイルス感染症の影響があり、成果指標の達成などが困難になっていることも理解できるが、他のプランと同様、「豊田市観光実践計画」は「第8次豊田市総合計画後期実践計画」の実施計画という位置づけであれば、総合計画が掲げる目標を達成するため、「豊田市観光実践計画」においても同様の指標を設定することで総合計画の達成度の確認や改善策の目安などになることも期待できる。したがって、「豊田市観光実践計画」においては、総合計画に対応した指標の設定とそれに基づく進捗管理が行えるようにさらに施策ごとに成果指標を設定することが求められる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】					
(1) 措置区分	□A 措置完了	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定	
	■D 不措置	方針決定	令和5年 9月26日	課長決定	
	□E 検討中				
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて「総合計画に対応した指標の設定とそれに基づく進捗管理が行えるようにさらに施策ごとに成果指標を設定すること」は、適正な行政事務に資することになるが、現在の観光実践計画は令和6年度末で終了するため、内容の修正は現実的ではないことから、不措置とすることを決定した。 ただし、次期観光実践計画の策定にあたり、「総合計画に対応した指標の設定」は、同時期に進める第9次総合計画が策定される中で協議の上決定し、また、「施策ごとの成果指標の設定」は観光実践計画の策定業務の中で設定に向けて検討していく。			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)					

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
					酒井 一裕	
					稲垣 量平	
					■内線 □外線	2-4032

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	総括2 計画の進捗管理について
(4) 監査結果	報告書 26 頁掲載 ・ 豊田市商業活性化プラン
■ 意見	「豊田市商業活性化プラン」においては、「豊田市商業振興委員会において、施策の進捗状況について確認及び評価を行い、成果の適切な評価と事業の見直しを行うことで、実効性の高いプランとしていきます。」としているが、実際には豊田市商業振興委員会において、「豊田市商業活性化プラン」の進捗状況について確認及び評価を定期的実施していなかった。小売吸引力指数が、1を継続的に下回り、市民の市外での購買が多くなっている現状からも、「豊田市商業活性化プラン」の確実な遂行のために、継続的なプランの確認及び評価が必要である。また、市はそのため、当プランに記載しているように、豊田市商業振興委員会等で定期的に当プランの進捗状況を報告するなどして進捗管理を行うことが求められる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了 ☒ B 措置中 方針決定 令和5年 8月 4日 課長決定 措置完了予定 令和5年10月予定 ☐ C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定 ☐ D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定 ☐ E 検討中
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて「豊田市商業活性化プランの進捗管理を行う」ことは適正な行政事務に資するため、令和5年10月の商業振興委員会において、当プランの進捗、課題及び今後の方向性を報告することを決定した。 また、当プランの進捗管理は、今後も定期的に行われる商業振興委員会を行うものとして検討を図る。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和5年9月 商業振興委員会開催を委員へ通知（10月24日開催）

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年9月2日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和6年 8月20日 課長決定	措置完了 令和6年8月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		令和5年10月及び令和6年3月の商業振興委員会にて、中間報告として進捗を報告。その後も次期商業活性化プランの策定につき、令和6年5月の骨子案、8月に施策方針の審議においても、現行プランの実績及び評価を報告した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和5年10月、令和6年3、5、8月 商業振興委員会にて進捗を報告	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
					酒井 一裕	
					藤堂 泰典	
					■内線 □外線	2-4036
2-2	4	1	2	2-2		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	総括2 計画の進捗管理について
(4) 監査結果 ■ 意見	報告書 26 頁掲載 ・ 豊田市観光実践計画 「豊田市観光実践計画」については、支所観光担当者会議などで進捗状況が報告されているが、「豊田市観光実践計画」には具体的な進捗管理の方法の記載はなく、市全体としての取組につなげてゆく仕組みが明確化されていない。観光業は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、特に外国人は入国制限などで大きく減少している。また山間部については、観光客が減少傾向にあることから、計画の確実な遂行のために、プランの進捗状況の継続的な確認及び評価が必要である。観光会議などで定期的に「豊田市観光実践計画」の進捗状況を報告するなどして進捗管理を行うことが求められる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了 ☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定 ☒ C 措置予定 方針決定 令和5年 9月26日 課長決定 ☐ D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定 ☐ E 検討中
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて「観光会議などで定期的に『豊田市観光実践計画』の進捗状況を報告するなどして進捗管理を行うこと」は、適正な行政事務に資することになるため、実施に向けた検討を進める。 具体的には、次期観光実践計画の策定に当たり、地域観光協会会長等を委員にした（仮）観光実践計画策定準備委員会を令和5年度中に立ち上げる予定とし、また、次期観光実践計画の期間中には、本委員会での進捗報告を実施することを検討する。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年9月2日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☒ B 措置中	方針決定 令和6年 8月21日 課長決定	措置完了予定 令和7年 3月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて「観光会議などで定期的に『豊田市観光実践計画』の進捗状況を報告するなどして進捗管理を行うこと」は、適正な行政事務に資することになるため、実施に向けた検討を進める。 具体的には、豊田市観光実践計画2025-2029の策定において、定期的に観光会議等を開催し、事業の進捗状況を共有しながら検討を進めている。 令和7年3月の策定完了と同時に、監査結果に基づく措置は完了する見込みである。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和6年5月 第1回策定委員会（骨子案の検討） 令和6年8月 第2回策定委員会（基本施策、重点施策等の検討）	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	産業労働課
3-1	4	1	2	3-1	川合 晃司	
					沢田 浩明	
					■内線 □外線	2-4012

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	総括3 計画推進における庁内の連携について
(4) 監査結果 ■ 意見	報告書 27 頁掲載 ・ 豊田市産業振興プラン 事業によっては、他の部署と連絡・調整することはあるが、「豊田市産業振興プラン」や「豊田市商業活性化プラン」については、関係する主要な担当課、団体が産業部内に限定され、「豊田市観光実践計画」においては、同じく産業部の商業観光課並びに支所、観光関連団体に限定されており、各プランについて全庁で定期的に意見交換を行う場は無いとのことである。 各プランの対象になる各産業については、新型コロナウイルス感染症の対応など激変する環境に対応してゆく必要がある中、市としても必要な施策を掲げ、必要な事業を実施することで、各産業の事業者や労働者を支えてゆく必要がある。 とりわけ豊田市においては、事業者に占める製造業の割合が高く、同時に雇用の最も大きな受け皿になっている。「ものづくりのまち」として、障害者雇用などを含めた雇用対策や技術の継承や「ものづくり」に関する教育など、他の部署との連携が欠かせない部分もある。また、産業労働課が所管する産業振興委員会において、企業や業界団体の代表者、大学教授が出席していることから、産業振興の視点で福祉や教育など他の課が対応する関連する分野についても、議題にあげ議論することも「ものづくりのまち」として、有効ではないであろうか。 各プランの施策や事業の遂行は、市にとって重要なものであり、その事業効果を最大にするためにも、横断的な視点や対応も重要になる。全庁的な連携が可能になるような仕組み作りを検討していただきたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了 ☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定 ☐ C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定 ☒ D 不措置 方針決定 令和5年 9月25日 課長決定 ☐ E 検討中
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果として全庁的な連携が可能になるような仕組み作りが必要であるとの指摘を受けたが、「豊田市産業振興プラン2021～2024」に掲載されている事業の多くが、豊田市第8次総合計画の実践計画事業に位置付けられており、実践計画事業は、企画政策部にて横断的な視点で進捗管理（ローリング）され、その結果が全庁に共有され、次年度の事業方針を定める仕組みが既に存在するため、不措置とすることを決定した。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
					酒井 一裕	
					内川 哲雄	
					■内線 □外線	2-4032

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	総括3 計画推進における庁内の連携について
(4) 監査結果 ■意見	報告書 27 頁掲載 ・ 豊田市産業振興プラン 事業によっては、他の部署と連絡・調整することはあるが、「豊田市産業振興プラン」や「豊田市商業活性化プラン」については、関係する主要な担当課、団体が産業部内に限定され、「豊田市観光実践計画」においては、同じく産業部の商業観光課並びに支所、観光関連団体に限定されており、各プランについて全庁で定期的に意見交換を行う場は無いとのことである。 各プランの対象になる各産業については、新型コロナウイルス感染症の対応など激変する環境に対応してゆく必要がある中、市としても必要な施策を掲げ、必要な事業を実施することで、各産業の事業者や労働者を支えてゆく必要がある。 とりわけ豊田市においては、事業者に占める製造業の割合が高く、同時に雇用の最も大きな受け皿になっている。「ものづくりのまち」として、障害者雇用などを含めた雇用対策や技術の継承や「ものづくり」に関する教育など、他の部署との連携が欠かせない部分もある。また、産業労働課が所管する産業振興委員会において、企業や業界団体の代表者、大学教授が出席していることから、産業振興の視点で福祉や教育など他の課が対応する関連する分野についても、議題にあげ議論することも「ものづくりのまち」として、有効ではないであろうか。 各プランの施策や事業の遂行は、市にとって重要なものであり、その事業効果を最大にするためにも、横断的な視点や対応も重要になる。全庁的な連携が可能になるような仕組み作りを検討していただきたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了 ☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定 ☐ C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定 ☒ D 不措置 方針決定 令和5年 9月25日 課長決定 ☐ E 検討中
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果として「全庁的な連携が可能になるような仕組み作りを検討すること」は、適正な行政事務に資することになるが、現行の豊田市商業活性化プランは、第8次総合計画における基本施策を推進していくための分野別の計画であり、現在は、企画政策部にて横断的な視点で進捗管理（ローリング）され、さらに、随時、他部署と連携して施策展開や事業を進めていることから、新たな取組はしないものとして不措置とした。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
					酒井 一裕	
					石川 貴祥	
					■内線 □外線	2-4036
3-3	4	1	2	3-3		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	総括3 計画推進における庁内の連携について
(4) 監査結果	報告書 27 頁掲載 ・ 豊田市産業振興プラン
■ 意見	事業によっては、他の部署と連絡・調整することはあるが、「豊田市産業振興プラン」や「豊田市商業活性化プラン」については、関係する主要な担当課、団体が産業部内に限定され、「豊田市観光実践計画」においては、同じく産業部の商業観光課並びに支所、観光関連団体に限定されており、各プランについて全庁で定期的に意見交換を行う場は無いとのことである。 各プランの対象になる各産業については、新型コロナウイルス感染症の対応など激変する環境に対応してゆく必要がある中、市としても必要な施策を掲げ、必要な事業を実施することで、各産業の事業者や労働者を支えてゆく必要がある。 とりわけ豊田市においては、事業者に占める製造業の割合が高く、同時に雇用の最も大きな受け皿になっている。「ものづくりのまち」として、障害者雇用などを含めた雇用対策や技術の継承や「ものづくり」に関する教育など、他の部署との連携が欠かせない部分もある。また、産業労働課が所管する産業振興委員会において、企業や業界団体の代表者、大学教授が出席していることから、産業振興の視点で福祉や教育など他の課が対応する関連する分野についても、議題にあげ議論することも「ものづくりのまち」として、有効ではないであろうか。 各プランの施策や事業の遂行は、市にとって重要なものであり、その事業効果を最大にするためにも、横断的な視点や対応も重要になる。全庁的な連携が可能になるような仕組み作りを検討していただきたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了 ☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定 ☐ C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定 ☒ D 不措置 方針決定 令和5年 9月26日 課長決定 ☐ E 検討中
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて「全庁的な連携が可能になるような仕組み作り構築すること」は、適正な行政事務に資することになるが、現在の観光実践計画は令和6年度末で終了するため、内容の修正は現実的ではないことから、不措置とすることを決定した。 ただし、次期観光実践計画の策定にあたり、総合計画とのつながりも含め全庁的な連携による事業効果の最大化を図ることができるような仕組みづくりについて検討していく。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	産業労働課
4-1	4	1	2	4-1	川合 晃司	
					沢田 浩明	
					■内線 □外線	2-4012

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	総括4 計画推進のための新たな契約の仕方について
(4) 監査結果 ■意見	報告書 28 頁掲載 ・ 豊田市産業振興プラン 従来の委託業務は、受注業者があらかじめ定められた仕様にしたがって実施すれば、成果に関係なく委託費を支払っていたが、成果連動型民間委託契約方式では、成果指標を設定し、成果の評価に応じて委託費を支払うことで、事業効果を最大にするものである。また、その資金調達を民間から行う仕組みとしてソーシャルインパクトボンドが注目されている。 市においても、「ずっと元気！プロジェクト」を成果連動型民間委託契約方式／ソーシャルインパクトボンド事業として実施をしている。当事業では、成果指標を参加者や要介護リスク点数の低減度、介護保険給付費削減額等にして、その指標に応じて委託費が変動する仕組みになっている。 各プランにおいても、より成果の最大化を行う観点から、成果連動型民間委託契約方式／ソーシャルインパクトボンド事業の導入を検討することが望まれる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】										
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日 長決定	措置完了	令和	年	月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和	年	月	日 長決定	措置完了予定	令和	年	月予定
	☐ C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日 長決定				
	☒ D 不措置	方針決定	令和5年	9月	25日	課長決定				
	☐ E 検討中									
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果として成果連動型民間委託契約方式／ソーシャルインパクトボンド事業の導入が必要であるとの指摘を受けたが、令和5年度に実施を予定している委託事業は、予算規模が小さいものばかりで、ソーシャルインパクトボンド事業を導入した場合のメリットより、事務負担の方が大きくなることが想定されたため、令和5年度中に実施予定の委託については、ソーシャルインパクトボンド方式を採用しないことを決定した。								
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)										

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
4-2	4	1	2	4-2	酒井 一裕	
					内川 哲雄	
					■内線 □外線	2-4032

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	総括4 計画推進のための新たな契約の仕方について
(4) 監査結果 ■意見	報告書 28 頁掲載 ・豊田市産業振興プラン 従来の委託業務は、受注業者があらかじめ定められた仕様にしたがって実施すれば、成果に関係なく委託費を支払っていたが、成果連動型民間委託契約方式では、成果指標を設定し、成果の評価に応じて委託費を支払うことで、事業効果を最大にするものである。また、その資金調達を民間から行う仕組みとしてソーシャルインパクトボンドが注目されている。 市においても、「ずっと元気！プロジェクト」を成果連動型民間委託契約方式／ソーシャルインパクトボンド事業として実施をしている。当事業では、成果指標を参加者や要介護リスク点数の低減度、介護保険給付費削減額等にして、その指標に応じて委託費が変動する仕組みになっている。 各プランにおいても、より成果の最大化を行う観点から、成果連動型民間委託契約方式／ソーシャルインパクトボンド事業の導入を検討することが望まれる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】											
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了	令和	年	月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和	年	月予定
	☐ C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	☒ D 不措置	方針決定	令和5年	9月25日	課長決定						
	☐ E 検討中										
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて「成果連動型民間委託契約方式／ソーシャルインパクトボンド事業の導入を検討すること」は、適正な行政事務に資することになるが、令和5年度に実施を予定している委託事業は予算規模が小さなものばかりであり、導入した場合のメリットより、事務負担の方が大きくなることが想定されたため、制度の導入は見送り、不措置とすることを決定した。									
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)											

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
4-3	4	1	2	4-3	酒井 一裕	
					石川 貴祥	
					■内線 □外線	2-4036

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	総括4 計画推進のための新たな契約の仕方について
(4) 監査結果 ■意見	報告書 28 頁掲載 ・豊田市産業振興プラン 従来の委託業務は、受注業者があらかじめ定められた仕様にしたがって実施すれば、成果に関係なく委託費を支払っていたが、成果連動型民間委託契約方式では、成果指標を設定し、成果の評価に応じて委託費を支払うことで、事業効果を最大にするものである。また、その資金調達を民間から行う仕組みとしてソーシャルインパクトボンドが注目されている。 市においても、「ずっと元気！プロジェクト」を成果連動型民間委託契約方式／ソーシャルインパクトボンド事業として実施をしている。当事業では、成果指標を参加者や要介護リスク点数の低減度、介護保険給付費削減額等にして、その指標に応じて委託費が変動する仕組みになっている。 各プランにおいても、より成果の最大化を行う観点から、成果連動型民間委託契約方式／ソーシャルインパクトボンド事業の導入を検討することが望まれる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】						
(1) 措置 区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了	令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定	令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定		
	☒ D 不措置	方針決定	令和5年 9月26日	課長決定		
	☐ E 検討中					
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて「成果連動型民間委託契約方式／ソーシャルインパクトボンド事業の導入を検討すること」は、適正な行政事務に資することになるが、現在の観光実践計画は令和6年度末で終了するため、内容の修正は現実的ではないことから、不措置とすることを決定した。 ただし、次期観光実践計画の策定にあたり、成果連動型民間委託契約方式／ソーシャルインパクトボンド事業の導入により効果が高まる指標があるか確認し、導入の有無を検討していく。				
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)						

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	産業労働課
					川合 晃司	
					安川 綾子	
					■内線 □外線	2-4015

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	総括5 デジタル化の促進や税務面における事業者への対応について
(4) 監査結果	報告書 28 頁掲載 ・ 豊田市産業振興プラン
■ 意見	国や市でも「デジタル化支援補助金」や「デジタル化促進アドバイザー派遣」を行っているが、現状でも多くの事業者が対応できていない状況にある。事業者からの申請や申し込みを待つだけでなく、商工会議所などと連携して、未対応者に対して積極的に働きかけるなどデジタル化を促進するような対策を行うことが求められる。 またデジタル化に合わせて、令和6年1月からは電子帳簿保存法の適用により、法人税・所得税の税務申告が必要な事業者は、①電子で作成した帳簿や書類はデータのまま作成し、②紙で受領・作成した書類の画像データでの保存が可能になり、③電子的に受領した取引情報はデータで保存が必要になる。日本商工会議所・東京商工会議所「消費税インボイス制度」「バックオフィス業務のデジタル化」等に関する実態調査（2022年9月8日）によると、小規模な事業者ほど電子帳簿保存法の「内容を理解しておらず、何もしていない」割合が高く、売上高1千万円以下の事業者では56.8%にのぼる。 さらに令和5年10月からインボイス制度が開始になり、消費税の税務申告が必要な事業者は、適格請求書発行事業者の登録が必要になり、請求書等の記載内容の変更や事業者によっては、消費税の計算方法を変える必要があるなど、準備に時間や費用が掛かる場合が多い。しかし、同調査によると適格請求書発行事業者登録申請の割合は10.5%と低く、インボイス制度の導入準備をしていない事業者も全体で42.2%と高い状況にある。商工会議所などはセミナーなどで周知を図っているとのことであるが、現状を鑑みると、時間もないことから、市としても、税務署、商工会議所や税理士会などと連携し、積極的に未対応者に対して働きかけるなどして、事業者の事務的な部分においてもサポートできるような対応を検討していただきたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】	
(1) 措置区分	□A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置 方針決定 令和5年 2月 1日 課長決定
	□E 検討中

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	市内中小企業のデジタル化の推進に関しては、同補助金による資金面での支援を、当初の予定どおりである令和3年度から4年度までの2年間において実施し、令和4年度末に終了した。令和5年度は、デジタル人材育成に対する支援の強化と、DX推進プラットフォームの運営、DXモデル事業創出事業等の各種支援策を通じて、引き続き推進を図っている。なお、令和5年度事業に関しては、当初予算の要求時点（令和4年10月）で、既に方針決定を行い事業化に向けた準備を進めていた事業であり、監査結果を受けたことにより、事業内容を変更していないことから、不措置とした。 小規模事業者のインボイス対応のほか、バックオフィス業務のデジタル化支援についても、引き続き、関係機関との連携等により、支援していく。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
					酒井 一裕	
					内川 哲雄	
					■内線 □外線	2-4032

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	総括5 デジタル化の促進や税務面における事業者への対応について
(4) 監査結果	報告書 28 頁掲載 ・ 豊田市産業振興プラン
■ 意見	国や市でも「デジタル化支援補助金」や「デジタル化促進アドバイザー派遣」を行っているが、現状でも多くの事業者が対応できていない状況にある。事業者からの申請や申し込みを待つだけでなく、商工会議所などと連携して、未対応者に対して積極的に働きかけるなどデジタル化を促進するような対策を行うことが求められる。 またデジタル化に合わせて、令和6年1月からは電子帳簿保存法の適用により、法人税・所得税の税務申告が必要な事業者は、①電子で作成した帳簿や書類はデータのまま作成し、②紙で受領・作成した書類の画像データでの保存が可能になり、③電子的に受領した取引情報はデータで保存が必要になる。日本商工会議所・東京商工会議所「消費税インボイス制度」「バックオフィス業務のデジタル化」等に関する実態調査（2022年9月8日）によると、小規模な事業者ほど電子帳簿保存法の「内容を理解しておらず、何もしていない」割合が高く、売上高1千万円以下の事業者では56.8%にのぼる。 さらに令和5年10月からインボイス制度が開始になり、消費税の税務申告が必要な事業者は、適格請求書発行事業者の登録が必要になり、請求書等の記載内容の変更や事業者によっては、消費税の計算方法を変える必要があるなど、準備に時間や費用が掛かる場合が多い。しかし、同調査によると適格請求書発行事業者登録申請の割合は10.5%と低く、インボイス制度の導入準備をしていない事業者も全体で42.2%と高い状況にある。商工会議所などはセミナーなどで周知を図っているとのことであるが、現状を鑑みると、時間もないことから、市としても、税務署、商工会議所や税理士会などと連携し、積極的に未対応者に対して働きかけるなどして、事業者の事務的な部分においてもサポートできるような対応を検討していただきたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】						
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和	年	月	日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定	令和5年	4月	3日	課長決定
	☐ E 検討中					

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて「デジタル化の推進にあたって商工会議所などと連携して、未対応者に対して積極的に働きかけること」や「電子帳簿保存法の適用やインボイス制度に関して事業者の事務的な部分においてもサポートできるような対応」について検討したが、商工会議所・商工会による啓発活動やセミナーの実施、会報誌の掲載や相談窓口の設置など、デジタル化の促進や電子帳簿保存やインボイス制度の周知は既に実施できているため、新たな取組は不要なものであることから、不措置とした。 今後も、事業者のニーズや対応状況に鑑み、関係者一体となった対応を進めていくことを決定した。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
					酒井 一裕	
					石川 貴祥	
					■内線 □外線	2-4036
5-3	4	1	2	5-3		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	総括5 デジタル化の促進や税務面における事業者への対応について
(4) 監査結果	報告書 28 頁掲載 ・ 豊田市産業振興プラン
■ 意見	国や市でも「デジタル化支援補助金」や「デジタル化促進アドバイザー派遣」を行っているが、現状でも多くの事業者が対応できていない状況にある。事業者からの申請や申し込みを待つだけでなく、商工会議所などと連携して、未対応者に対して積極的に働きかけるなどデジタル化を促進するような対策を行うことが求められる。 またデジタル化に合わせて、令和6年1月からは電子帳簿保存法の適用により、法人税・所得税の税務申告が必要な事業者は、①電子で作成した帳簿や書類はデータのまま作成し、②紙で受領・作成した書類の画像データでの保存が可能になり、③電子的に受領した取引情報はデータで保存が必要になる。日本商工会議所・東京商工会議所「消費税インボイス制度」「バックオフィス業務のデジタル化」等に関する実態調査（2022年9月8日）によると、小規模な事業者ほど電子帳簿保存法の「内容を理解しておらず、何もしていない」割合が高く、売上高1千万円以下の事業者では56.8%にのぼる。 さらに令和5年10月からインボイス制度が開始になり、消費税の税務申告が必要な事業者は、適格請求書発行事業者の登録が必要になり、請求書等の記載内容の変更や事業者によっては、消費税の計算方法を変える必要があるなど、準備に時間や費用が掛かる場合が多い。しかし、同調査によると適格請求書発行事業者登録申請の割合は10.5%と低く、インボイス制度の導入準備をしていない事業者も全体で42.2%と高い状況にある。商工会議所などはセミナーなどで周知を図っているとのことであるが、現状を鑑みると、時間もないことから、市としても、税務署、商工会議所や税理士会などと連携し、積極的に未対応者に対して働きかけるなどして、事業者の事務的な部分においてもサポートできるような対応を検討していただきたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】	
(1) 措置区分	□A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置 方針決定 令和5年 4月 3日 課長決定
	□E 検討中

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて「デジタル化の推進にあたって商工会議所などと連携して、未対応者に対して積極的に働きかけること」や「電子帳簿保存法の適用やインボイス制度に関して事業者の事務的な部分においてもサポートできるような対応」について検討したが、商工会議所・商工会による啓発活動やセミナーの実施、会報誌の掲載や相談窓口の設置など、デジタル化の促進や電子帳簿保存やインボイス制度の周知は既に実施できているため、新たな取組は不要なものであることから、不措置とした。 今後も、事業者のニーズや対応状況に鑑み、観光関係者一体となった対応を進めていくことを決定した。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	産業労働課
6	4	1	2	6	川合 晃司	
					明田 誠	
					■内線 □外線	2-4012

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	1 豊田市産業振興プラン
	(1) 投資の受皿となる産業用地の創出
	ア 産業用地整備事業
(4) 監査結果	報告書 35 頁掲載
■ 意見	・産業用地の確保について
	令和3年度から令和6年度までの第8次豊田市総合計画後期実践計画及びその実行計画としての豊田市産業振興プランにおいては、計画期間中の目標として産業用地創出面積を20haとすることが定められているものの、計画1年目の令和3年度においては産業用地創出面積の実績が約3.7haに止まっている。
	市は、目標とする産業用地の創出を、市主体の開発事業と民間事業者主体の開発事業の合計によって達成しようとしているところ、令和3年度末時点において、事業の一部又は全部について、市が主体となっている開発事業が進行している。そのため、今後とも継続的に一定規模の開発が実施されて、産業用地の創出がなされるものと期待されるものの、令和4年10月時点の見込みとして、令和6年度までに産業用地創出が確実に見込まれるものは民間事業者による約6.6haに止まる。 開発事業にあたっては、予定地周辺住民との調整や地権者との交渉等の不確実な要素が多分に含まれ、事業自体も計画から完成に至るまで相当期間を要することから、計画目標の達成をより確実なものにするとともに、長期的に安定した産業用地の確保・創出を行うため、新たな開発事業を行いうるような用地を既存事業の周辺地域だけでなく、それ以外の地域において確保できるよう候補地の調査・探索等を行う取組が望まれる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】											
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了	令和	年	月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和	年	月予定
	☐ C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	☒ D 不措置	方針決定	令和5年	2月	1日		課長決定				
	☐ E 検討中										

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	令和4年度において、長期的に安定した産業用地の確保及び創出を行うため、土地利用構想に位置付けられている産業誘導拠点、幹線道路沿線等から新たな産業用地の候補地を選出する取組を実施している。監査結果に基づいて、改めて方針を確認し、実施済みのため不措置とする。 なお、令和4年度の委託業務において、候補地の調査、探索等を実施し、38か所の候補地を選出しており、令和5年度の委託業務において、その候補地の中から2地区を選出し、詳細な検討を実施している。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	産業労働課
7	4	1	2	7	川合 晃司	
					明田 誠	
					■内線 □外線	2-4012

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	1 豊田市産業振興プラン
	(1) 投資の受皿となる産業用地の創出
	イ 企業立地支援事業
(4) 監査結果	報告書 36 頁掲載
■ 意見	・企業立地マッチングの成立件数について 豊田市企業立地マッチング事業は、平成24年度から実施しており、継続的に立地希望者からの申請がなされているものの、これまでにマッチングが成立したのは2件に止まり、過去4年間は0件であった。 本取組は、市内への企業誘致を促進するとともに、企業立地に関する相談を受けた際に各種民間開発支援制度や市の提供する奨励金制度等の周知を行う等の広報的な側面や立地希望者のニーズを把握する等の情報収集的な側面も併せもっているため、本取組の成果に関して、マッチング件数が少ないことをもって直ちに否定的な評価を与えられるものではない。 しかしながら、本取組が今後とも企業誘致、情報提供、情報収集の観点から有意な取組であるためには、継続的に立地希望者からの申請がなされるとともに、不動産業者からも多様な不動産情報が提供されるよう、立地希望者と不動産業者の双方にとって魅力的な取組とし、それを維持・向上させていく必要がある。 現状では、（公社）愛知県宅地建物取引業協会豊田支部の会員である不動産業者から提供される不動産情報が主になっているところ、市内の不動産について情報を有している周辺地域の不動産業者の登録を増やしたり、市独自に候補地となる情報の収集に努めたりすること等によって、不動産情報の提供件数やマッチング成立件数の増加に資するような改善が期待される。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】											
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了	令和	年	月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和	年	月予定
	☐ C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	☒ D 不措置	方針決定	令和5年	2月	1日	課長決定					
	☐ E 検討中										

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	令和4年度において、不動産情報の提供件数を増やしマッチング成立件数を増加させるため、不動産事業者等が所有している不動産情報に加え、市独自で不動産情報の収集を行い、立地希望企業に対して不動産情報を提供することについて改善を実施している。監査結果に基づいて、改めて方針を確認し、実施済みのため不措置とする。 なお、豊田市内における開発の可能性がある候補地を選出し、土地の所有者に対して意向確認を実施済みである。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	産業労働課
					川合 晃司	
					明田 誠	
					■内線 □外線	2-4012

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	1 豊田市産業振興プラン
	(1) 投資の受皿となる産業用地の創出
	イ 企業立地支援事業
(4) 監査結果	報告書 38 頁掲載
■ 意見	・企業立地手続のワンストップサービスの普遍化 市は、平成24年度から「豊田市企業立地調整会議設置要綱」を制定し、本取組を導入しているものの、現在まで本取組が利用された実績がない。 利用実績がない主な理由は、対象となりうる開発事業の件数自体が多いわけではなく、開発事業に精通している事業者であれば本取組による市の関与がなくとも事務手続が円滑に行われているため、本取組の利用実績がないからといって、現行制度で対象となりうる開発事業に関し、何らかの支障や手続の遅延等が生じているわけではない。 しかしながら、本取組によって実現しようとする手続に係る事務の効率化及び迅速化といった趣旨は、現行制度が対象とする製造業及び高度先端産業分野の事業の用に供される工場等の設置を目的とした開発事業者に限られるものではなく、開発事業地が豊田市企業立地奨励条例で定める産業誘導地区又は農山村地区であるものに限られるものでもない。 そのため、市の土地利用対策会議や愛知県の土地対策会議研究会、土地対策会議幹事会等、市や愛知県との協議及び調整が必要となる開発事業のうち、現行制度が対象とする業種や地域以外のものについても、本取組の対象とすることによって事務の効率化及び迅速化を図るとともに、さらに進んで特段の取組として措置を講ずるまでもなく、また製造業等に限定されることなく、普遍的な手続として事務の効率化及び迅速化が図られるような仕組みを整備することによって、市内への企業立地を促進するよう本取組の拡充・深化を図ることが望まれる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置 方針決定 令和5年 9月25日 課長決定
	☐ E 検討中

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果として、現行制度が対象とする業種や地域以外のものとする必要があるとの意見を受けたが、8次総合計画土地利用構想において周辺土地利用との調和を図りつつ新たな産業立地の拠点として産業誘導拠点を位置付けており、そこに企業立地の誘導を図ることが重要と考える。 また、豊田市における産業誘導拠点は、市街化調整区域に位置付けられているものが多いため、市街化調整区域に対する開発許可基準や対象業種等の規制と同じ対象とすることが適当である。そのため、市街化調整区域に設置できる技術先端型業種及び製造業を対象業種とする現行制度が、最も適当であることから不措置とする。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	産業労働課
					川合 晃司	
					山本 裕貴	
					■内線 □外線	2-4015
9	4	1	2	9		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	1 豊田市産業振興プラン
	(2) 中小企業の経営力の強化
	ア 経営力高度化支援事業
(4) 監査結果	報告書 40 頁掲載
■ 意見	・経営研究会の開催方法
	市は、参加事業者のニーズにあった勉強会のテーマ選定や参加者の募集について、民間事業者を活用することが効果的であり、本事業の実施には、市内製造業に関する幅広い知見、好事例を有する市内外の企業に関する情報力及び経営者、後継者、リーダー候補とのネットワークが必要であるとの理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約として、協同組合豊田市鉄工会との間で経営研究会の運営に関する業務委託契約を締結している。
	経営研究会の参加対象者に特に限定はないものの、参加者の大部分が豊田市鉄工会の組合員となっており、参加者の入れ替わりも少ない。 そのあり方において、一部の事業者団体やその構成員のための勉強会に止まることなく、より公益に資するような勉強会としての開催方法、参加者募集等を図ることが望まれる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和6年4月予定
	☒ C 措置予定 方針決定 令和5年 2月 1日 課長決定
	☐ D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	本事業においては、従前から、市ホームページ（とよた産業ナビ）上に、経営研究会の案内と申込方法を公開するとともに、参加者相互のネットワークを活かした新規参加者の開拓に取り組んでいる。 監査結果による意見を受け、事業受託者とも協議した結果、令和6年度の参加者募集に関し、より幅広く新たな参加者を募集できるよう、ホームページの記載内容の充実（プログラム内容の掲載）のほか、市内事業者向けのダイレクトメール等を活用したチラシ配布等により、参加募集を強化し、事業効果を高めていく。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年9月2日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和5年 2月 1日 課長決定	措置完了 令和6年3月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、限定的な場ではなく、より公益に資するような勉強会としての開催方法、参加者募集等を図ることは適正な行政事務に資するため、令和6年3月末までに当会の周知を広く実施することを決定した。より広く周知を図るため、措置の実施については、次のとおり順次進めていくこととする。 令和5年4月 とよた産業ナビホームページで周知 令和5年5月～3月 各事業等での企業周知 令和6月1月 産業労働課 ダイレクトメールでの周知（約2,000社）	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和5年4月 とよた産業ナビホームページで周知 令和5年5月～3月 各事業等での企業周知 令和6月1月 産業労働課 ダイレクトメールでの周知（約2,000社）	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	次世代産業課
					福岡 員祥	
					北川 裕介	
10-1	4	1	2	10-1	□内線 ■外線	47-1250

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	1 豊田市産業振興プラン
	(2) 中小企業の経営力の強化
	イ 産学官金連携事業
(4) 監査結果	報告書 42 頁掲載
■ 意見	・ 協定に基づく負担金に関する手続的統制
	市は、「とよたビジネスフェア 2022」開催に関する協定書に基づき、負担金として800万円を支出したところ、豊田商工会議所から報告された決算報告によれば、支出の部合計16,900千円のうち13,414千円は、会場設営、交通対策、会場運営他に関する業務委託費として、豊田商工会議所から豊田まちづくり（株）に支払われていた。
	市では、負担金に関する固有の運用基準等は定めておらず、負担金を含めた予算全般の運用基準である「節別ハンドブック」においては、「実質、市が主導権を有するイベント等実行委員会方式の場合、原則として負担金ではなく市の直接予算で計上すること。」「負担金の目的、効果、公平性及び公益性を強く意識し、負担金の使途を確認できるような体制を確立した上で予算要求すること。」等の予算要求に関するポイント等が定められている。
	本ビジネスフェアでは、その実施に係る会場設営、交通対策、会場運営等の主要な事務が豊田まちづくり（株）に一括して委託されているところ、仮に市が委託者となり同様の業務委託契約を締結するのであれば、豊田市契約規則に定める契約締結の方法等に関する定めに従う必要があり、また、豊田商工会議所を受託者、豊田まちづくり（株）を下請負業者とする再委託を行うのであれば、同じく豊田市契約規則に定める下請負・再委託等に関する定めに従う必要がある。
	しかしながら、協定書に基づく負担金の方式を採用した場合、豊田市契約規則の適用を受けず、同規則が実現しようとする契約の公正性や妥当性の確保、契約履行の確保のために手続を経ることはない。
	事業終了後の決算報告等によって事後的に支出の当否等を確認する方法はあるものの、安易に協定書に基づく負担金の方式を選択することによって、委託契約の方法によった場合に履践すべき手続等を回避するような事態を避けるためにも、協定書に基づく負担金の方式をとりうるべき場合や協定書を締結する場合に盛り込むべき内容等に関して一定の指針等を定めることが有用であると思われる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☒ D 不措置	方針決定 令和5年 1月31日 課長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		当該事業は、「節別ハンドブック」に記載の「国、民間等が行う特定の事業から市もなんらかの利益効果を受けるとき、その事業の費用の一部を負担する任意的な支出」である。「とよたビジネスフェア2022」開催に関する協定書」第1条において、とよたビジネスフェア2022の開催に係る業務を行うのは豊田商工会議所であり、市が主導権を有するイベントではない。 契約締結の方法等は、豊田商工会議所の規定に従って遂行されている。また、負担金の使途については、事業実施報告書、決算報告書、総勘定元帳及び証票において確認しており、商工会議所及び豊田市でそれぞれ確認できる体制が確立されている。 (一定の指針等の定めに関する意見については、別途担当部署が回答)	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					企画政策部	財政課
					柘植 孝悦	
					柴田 賢人	
					■内線 □外線	3-1115
10-2	4	1	2	10-2		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	1 豊田市産業振興プラン
	(2) 中小企業の経営力の強化
	イ 産学官金連携事業
(4) 監査結果	報告書 42 頁掲載
■ 意見	・ 協定に基づく負担金に関する手続的統制
	市は、「とよたビジネスフェア 2022」開催に関する協定書に基づき、負担金として800万円を支出したところ、豊田商工会議所から報告された決算報告によれば、支出の部合計16,900千円のうち13,414千円は、会場設営、交通対策、会場運営他に関する業務委託費として、豊田商工会議所から豊田まちづくり（株）に支払われていた。
	市では、負担金に関する固有の運用基準等は定めておらず、負担金を含めた予算全般の運用基準である「節別ハンドブック」においては、「実質、市が主導権を有するイベント等実行委員会方式の場合、原則として負担金ではなく市の直接予算で計上すること。」「負担金の目的、効果、公平性及び公益性を強く意識し、負担金の使途を確認できるような体制を確立した上で予算要求すること。」等の予算要求に関するポイント等が定められている。
	本ビジネスフェアでは、その実施に係る会場設営、交通対策、会場運営等の主要な事務が豊田まちづくり（株）に一括して委託されているところ、仮に市が委託者となり同様の業務委託契約を締結するのであれば、豊田市契約規則に定める契約締結の方法等に関する定めに従う必要があり、また、豊田商工会議所を受託者、豊田まちづくり（株）を下請負業者とする再委託を行うのであれば、同じく豊田市契約規則に定める下請負・再委託等に関する定めに従う必要がある。
	しかしながら、協定書に基づく負担金の方式を採用した場合、豊田市契約規則の適用を受けず、同規則が実現しようとする契約の公正性や妥当性の確保、契約履行の確保のために手続を経ることはない。
	事業終了後の決算報告等によって事後的に支出の当否等を確認する方法はあるものの、安易に協定書に基づく負担金の方式を選択することによって、委託契約の方法によった場合に履践すべき手続等を回避するような事態を避けるためにも、協定書に基づく負担金の方式をとりうるべき場合や協定書を締結する場合に盛り込むべき内容等に関して一定の指針等を定めることが有用であると思われる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☒ D 不措置	方針決定 令和5年 9月29日 課長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		負担金の方式をとりうるべき場合については「節別ハンドブック」の負担金の項目において「国、民間等が行う特定の事業から市もなんらかの利益効果を受けるとき、その事業の費用の一部を負担する任意的な支出」、「実質、市が主導権を有するイベント等実行委員会方式の場合、原則として負担金ではなく市の直接予算で計上すること。」と一定の指針を定めている。 「とよたビジネスフェア 2022」については、豊田商工会議所との共催であり、実質的にも、市だけが主導権を持って実施するイベントではないため、予算査定での確認を経て負担金として予算措置しているもので、委託契約を回避するために負担金を選択しているものではない。 今後も、この定めに基づいて、財政課として予算措置や予算執行伺の合議時に内容の確認を実施していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	行政改革推進課
					藤田 憲彦	
					先野濱 佳子	
10-3	4	1	2	10-3	■内線 □外線	3-1271

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	1 豊田市産業振興プラン
	(2) 中小企業の経営力の強化
	イ 産学官金連携事業
(4) 監査結果	報告書 42 頁掲載
■ 意見	・協定に基づく負担金に関する手続的統制
	市は、「とよたビジネスフェア 2022」開催に関する協定書に基づき、負担金として800万円を支出したところ、豊田商工会議所から報告された決算報告によれば、支出の部合計16,900千円のうち13,414千円は、会場設営、交通対策、会場運営他に関する業務委託費として、豊田商工会議所から豊田まちづくり（株）に支払われていた。
	市では、負担金に関する固有の運用基準等は定めておらず、負担金を含めた予算全般の運用基準である「節別ハンドブック」においては、「実質、市が主導権を有するイベント等実行委員会方式の場合、原則として負担金ではなく市の直接予算で計上すること。」「負担金の目的、効果、公平性及び公益性を強く意識し、負担金の使途を確認できるような体制を確立した上で予算要求すること。」等の予算要求に関するポイント等が定められている。
	本ビジネスフェアでは、その実施に係る会場設営、交通対策、会場運営等の主要な事務が豊田まちづくり（株）に一括して委託されているところ、仮に市が委託者となり同様の業務委託契約を締結するのであれば、豊田市契約規則に定める契約締結の方法等に関する定めに従う必要があり、また、豊田商工会議所を受託者、豊田まちづくり（株）を下請負業者とする再委託を行うのであれば、同じく豊田市契約規則に定める下請負・再委託等に関する定めに従う必要がある。
	しかしながら、協定書に基づく負担金の方式を採用した場合、豊田市契約規則の適用を受けず、同規則が実現しようとする契約の公正性及び妥当性の確保、契約履行の確保のために手続を経ることはない。
	事業終了後の決算報告等によって事後的に支出の当否等を確認する方法はあるものの、安易に協定書に基づく負担金の方式を選択することによって、委託契約の方法によった場合に履践すべき手続等を回避するような事態を避けるためにも、協定書に基づく負担金の方式をとりうるべき場合や協定書を締結する場合に盛り込むべき内容等に関して一定の指針等を定めることが有用であると思われる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☒ D 不措置	方針決定 令和5年 8月30日 課長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		協定に基づく事業負担金は、市が団体構成員の一部として必要な一定の負担をするものであり、団体の所管課から予算要求があった場合に、市として事業計画書や積算内容、公益性等を総合的に勘案し適当と認めたときは、予算の範囲内で予算措置をして執行している。 このことは、負担金を含めた予算全般の運用基準になる『節別ハンドブック』に規定し全庁に周知されているとともに、市及び団体も引き続きこの基準に沿って運用する方針に変更はなく、改めて指針等を別に定めて運用する考えはない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	次世代産業課
					福岡 員祥	
					北川 裕介	
11	4	1	2	11	□内線 ■外線	47-1250

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	1 豊田市産業振興プラン
	(2) 中小企業の経営力の強化
	イ 産学官金連携事業
(4) 監査結果	報告書 44 頁掲載
■ 意見	・ 豊田ものづくりブランド事業における個社支援金のあり方について 市は、豊田ものづくりブランド推進協議会との間で、豊田ものづくりブランド事業に係る負担金協定書を締結し、負担金として同推進協議会に対し245万円の負担金（決算額）を支出したところ、令和3年度の豊田ものづくりブランドの収支決算書のうち広告宣伝費には、個社支援金約320万円が含まれていた。 支援金の交付は、豊田ものづくりブランド推進協議会の定めた「豊田ものづくりブランド個社支援金交付要綱」に基づいて行われている。 中小企業者等が展示会等に出展する場合、豊田中小企業経営力高度化事業補助金（販路拡大事業）（以下「経営力高度化補助金」とする。）によって補助金を受けることができ、認定事業者が豊田ものづくりブランドの認定技術等に関する出展する場合には補助限度額の上乗せにより合計最大40万円の補助金を受けられる。個社支援金は、経営力高度化補助金とは別枠で支給されるものであるから、認定事業者であれば個社支援金と経営力高度化補助金の両方を受けることができる。両者の対象経費は、その範囲が重複しないように定められており、同一事業の同一経費について重ねて補助金等が支給されることはない。 しかしながら、個社支援金については豊田ものづくりブランド推進協議会が所管し、経営力高度化補助金は市が所管していることから、認定事業者は、同一事業に含まれる経費でありながら、その対象の違いによって2つの補助金・支援金の申請手続を行わなければならない、市と豊田ものづくりブランド推進協議会がそれぞれの申請に対応して事務処理をしなければならない状態であった。このような手続の煩雑さは、対象経費が混在する可能性を生むことや、個社支援金の原資の一部は、豊田ものづくりブランド推進協議会への市の負担金であると認められることから、同一事業の市からの複数の補助金等の支給は、その支給による成果の測定を困難にするおそれもある。 個社支援金は、新型コロナウイルス感染症による不測の事態に対応して、時限的に定められたものであり、令和3年度までで一旦その役目を終えているものの、同一事業に対する補助金・支援金に関して重複する手続が定められることで、利用者にとって利便性を損なうような結果となり、また、市にとって事務の不効率やその効果の測定を困難になることのないよう、今後の制度設計に際しては十分に配慮することが望まれる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☒ D 不措置	方針決定 令和5年 1月31日 課長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		個社支援金は令和3年度に終了しており、当該事務について修正等の措置を講じることはできない。 今後、類似の事例が生じたときには、同一事業に対する補助金等に関して重複する手続となることがないように、制度設計に配慮する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	産業労働課
12	4	1	2	12	川合 晃司	
					安川 綾子	
					■内線 □外線	2-4015

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	1 豊田市産業振興プラン
	(3) 中小企業のデジタル化の促進
	ア DX促進事業
(4) 監査結果	報告書 48 頁掲載
■ 意見	・補助金の対象事業者と対象事業との整合性について
	「豊田市デジタル化支援補助金交付要綱」において、デジタル化支援補助金の対象事業者は、製造業、建設業又は運輸業に属する事業を営む中小企業者及び個人事業主とし、補助対象事業は①生産性の向上に係る取組又は②非接触型サービス等の導入に係る取組と定めている。 令和3年度においては、186件の補助金交付申請について申請者から実績報告書の提出を受け、交付すべき補助金額が確定するに至っているものの、上記186件のうち、補助対象事業として非接触型サービス等の導入に係る取組を選択した申請は2件にとどまっている。 電子商取引やキャッシュレス決済等の導入については、もっぱら消費者との取引が多い小売業者を中心にニーズが高いと思われるところ、現行の制度においては、小売業者は補助対象事業者に含まれていない。本件補助金の主たる対象事業者を製造業として設定するのであれば、生産性の向上に係る取組を対象事業とすることは合理的であるものの、非接触型サービス等の導入に係る取組の促進を目指すのであれば、補助金の対象事業者として小売業者等を追加する等して、対象事業者と対象事業との整合性を図ることが望ましい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】											
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了	令和	年	月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和	年	月予定
	☐ C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	☒ D 不措置	方針決定	令和5年	2月	1日		課長決定				
	☐ E 検討中										

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	市内中小企業のデジタル化の推進に関しては、同補助金による資金面での支援を、当初の予定どおりである令和3年度から4年度までの2年間において実施し、令和4年度末に終了した。令和5年度からは、デジタル人材育成に対する支援の強化と、DX推進プラットフォームの運営、DXモデル事業創出事業等の各種支援策を通じて、引き続き推進を図っている。なお、令和5年度事業に関しては、当初予算の要求時点(令和4年10月)で、既に方針決定を行い事業化に向けた準備を進めていた事業であり、監査結果を受けたことにより、事業内容を変更していないことから、不措置とした。 小売業者等における非接触型サービス等の導入に係る取組の促進については、引き続き、状況を注視しながら、支援の在り方を検討していく。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	次世代産業課
					福岡 員祥	
					北川 裕介	
					□内線 ■外線	47-1250

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	1 豊田市産業振興プラン
	(4) 新たな事業展開・イノベーション創出の促進
	ア オープンイノベーション推進事業
(4) 監査結果	報告書 50 頁掲載
■ 意見	・開放特許マッチングについて
	特許業務法人に委託して、開放特許の利用による新製品・新事業の開発のためのセミナーを開催し、開放特許に興味のある市内中小企業のリストアップ、大企業等の開放特許のリストアップ、これらのマッチング作業を行っている。
	令和2年度は0件であったが、令和3年度は2件のマッチングが実現し、実績が上がっているものの、件数はそれぞれ年2件程度と比較的限られている。開放特許マッチング業務はセミナーの開催からマッチング計画の策定、ワークショップの開催、マッチング後の製品開発支援、成果発表会の開催というように、周知徹底から成果発表まで時間を要する取組であり、件数が限られるのはやむを得ないと考えますが、新製品・新技術の開発を行うに当たっては、開放特許を利用するのは効率的であり、市が開催しているピッチイベントやSENTAN での取組とコラボして今後のさらなる実績拡大が望まれる。
なお、他の地方公共団体でも開放特許マッチング事業は積極的に行われており、例えば、川崎市では知財交流「川崎モデル」として全国の他の県、都市と連携してマッチング事業を実施しており、令和4年3月末現在で成約42件、製品化30件の実績をあげているとのことである。	
市はこういった他の地方公共団体の事例も参考に、他県、他市との連携を図るなど、実績拡大のための方策を検討されたい。	

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】						
(1) 措置区分	□A 措置完了	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了	令和 年 月完了
	□B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定	令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定		
	■D 不措置	方針決定	令和5年 1月31日	課長決定		
	□E 検討中					

(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)	これまでも川崎市とはつながりがあり、川崎市内企業と豊田市内企業によるオンラインピッチイベントの開催や、市内セミナーにおける川崎市職員の講演などを実施しており、引き続き相互に連携を図り、事業を実施することとしているため、不措置とする。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	次世代産業課
					福岡 員祥	
					北川 裕介	
					□内線 ■外線	47-1250
14	4	1	2	14		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	1 豊田市産業振興プラン
	(4) 新たな事業展開・イノベーション創出の促進
	ア オープンイノベーション推進事業
(4) 監査結果	報告書 51 頁掲載
■ 意見	・ベンチャーマッチングについて
	市内には自動車産業に属する高い技術力を蓄積した製造業者が数多く立地しているが、新規顧客の開拓や新規事業創出、デジタル技術の導入などの取組は他地域の製造業と比べて低調と言われている。一方、「ものづくりベンチャー企業」は何を作るか（何を作れば売れるのか）については長けているものの、どう作るかの技術やノウハウが不足しているケースが多い。そこで、「製造業者」と「ものづくりベンチャー企業」とをうまく連携することができれば、互いにかけている部分を補完し、新製品・新事業が生み出せる可能性がある。
	マッチング実績数は平成30年度の4件に対し、令和元年度以降2件となっている。開放特許マッチングと同様、実績を積み重ねているが、件数は多くないことから、さらなる実績の拡大が望まれる。
	他の地方公共団体で様々なマッチングの取組が行われている。例えば、愛知県は「Aichi Matching」として愛知県内企業と全国のスタートアップ企業とのマッチングの取組を4年前からおこなっており、令和3年度において315件の応募、149件のマッチングという実績があり、愛知県企業、スタートアップ企業ともに8割以上が満足しているとのことである。
市は愛知県など他の地方公共団体とも連携して、実績を伸長させるような方策を検討してもらいたい。	

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】						
(1) 措置区分	□A 措置完了	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了	令和 年 月完了
	□B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定	令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定		
	■D 不措置	方針決定	令和5年 1月31日	課長決定		
	□E 検討中					

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	当該事業は令和4年度に一時中断しており、当該事務について修正等の措置を講じることはできない。 令和5年度は、新規事業創出の意義を学ぶセミナーや、アイデア創出から新規事業計画の策定までを伴走支援する事業を実施している。 今後も、ニーズに合った事業を実施する中で、他の地方公共団体等との連携可能性を探りながら進めていく。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	次世代産業課
					福岡 員祥	
					北川 裕介	
					□内線 ■外線	47-1250
15	4	1	2	15		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	1 豊田市産業振興プラン
	(4) 新たな事業展開・イノベーション創出の促進
	ア オープンイノベーション推進事業
(4) 監査結果	報告書 52 頁掲載
■ 意見	・ピッチイベントについて
	ピッチイベントは令和元年度から始まり、毎年度100名程度の現地参加者があり、コロナ禍でWEB参加も増加している。ピッチイベントは民間主催のものが多く、自治体が主催しているものはほとんどないとのことであり、ものづくりをリードする市の政策として非常に有意義であると考えます。
	コロナ禍ということもあり、近年の開催では参加者の定員を制限しているが、参加希望者が多いのであれば、今後、参加者の定員を増やしたり、開催回数を増やしたりして参加の機会を増やし、また開催時間や開催場所を変えるなどして、より参加しやすい状況を作り出すような対策を講じてもらいたい。
	なお、大阪では「OSAKA INNOVATION HUB」がスタートアップの事業を加速させるための場としてピッチイベントを年間50回以上開催し、ピッチを通して大企業や投資家、メンター、メディアと出会い、新たな結合を創造していることから、他の事例も参考に取り組んでいただきたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】											
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了	令和	年	月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和	年	月予定
	☐ C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	☒ D 不措置	方針決定	令和5年	5月	18日		課長決定				
	☐ E 検討中										
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		従来から、開催場所・時間、テーマ、回数などを検討した上で事業を実施していることから、令和5年度以降のイベント開催においても、過去の参加状況等を踏まえた上で実施することとしているため、不措置とする。なお、予算や登壇者見込み数から勘案して、ピッチイベントの回数を大幅に増やすことは検討していないが、ピッチイベントに限らず、他のイベントの事例を参考とした上で、当市の状況に沿ったイベント等の実施について検討することとする。									
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)											

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	次世代産業課
					福岡 員祥	
					北川 裕介	
					☐内線 ■外線	47-1250
16	4	1	2	16		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	1 豊田市産業振興プラン
	(5) スタートアップの誘引・誘発と事業化へ向けた支援
	イ スタートアップ支援事業
(4) 監査結果	報告書 55 頁掲載
■ 意見	・ SENTAN 運営事業について
	SENTAN ではアイデア創出から試作開発・販路開拓までとよたイノベーションセンターをはじめとしたSENTAN スタッフが支援をしている。
	SENTAN は地方公共団体が保有する本格的なものづくり創造施設としては、全国でもまれな施設であり、その有効活用は市にとっても大変重要である。
	新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、令和2年度は利用人員が減少したが、令和3年度はセミナー、事業等参加者を中心に利用者が増加した。ただし、現状、さらに利用者促進を図るための対策は取られていないとのことである。
	SENTAN は地方公共団体が保有する本格的なものづくり創造施設として、全国で貴重な施設である。「ものづくりのまち」である市の特徴を生かし、さらに利用者数を増やしてゆくなど、新事業発掘の拠点として有効活用を図ってもらえるような方策に取り組んでもらいたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】	
(1) 措置区分	☐A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	☐B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	☐C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置 方針決定 令和5年 4月 1日 課長決定
	☐E 検討中
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐方針の検討状況 (措置区分 E)	新型コロナウイルス感染症も落ち着きを見せ、SENTANの利用活性化に積極的に取り組んでいく必要があると認識している。 8月には登録団体交流会を開催したことに加え、テクニカルスタッフの製作物紹介や展示、受付や機器予約のデジタル化など、活用を促進する取組を進めていく。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	次世代産業課
					福岡 員祥	
					北川 裕介	
					□内線 ■外線	47-1250

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	1 豊田市産業振興プラン
	(5) スタートアップの誘引・誘発と事業化へ向けた支援
	イ スタートアップ支援事業
(4) 監査結果	報告書 56 頁掲載
■ 意見	・ものづくり創造補助金について
	ものづくり創造補助金の目的は、スタートアップ企業への支援事業として位置付けているが、スタートアップ企業の認知度が小さく、補助金申請、支給実績とも少ないという現状である。
	スタートアップ企業への支援策としてオープンイノベーション事業であるマッチング事業、ピッチイベント事業があるがこれらの事業との連携を図るなど、当該補助金の認知度を上げ、有効に活用してもらいたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】						
(1) 措置区分	□A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中	方針決定	令和	年	月	日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日 長決定
	■D 不措置	方針決定	令和5年	5月	18日	課長決定
	□E 検討中					
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		令和4年度のピッチイベントにおいて、スタートアップの登壇を実施し、令和5年度も実施予定である。また、令和5年度からは既存事業による周知に加え、近隣でスタートアップ支援に取り組む地方公共団体等と情報共有を図るなど、市内スタートアップの活性化や認知度の向上に努めている。既に、周知のための様々な手法を講じ、認知度の向上に努めていることから不措置とする。				
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)						

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	次世代産業課
18	4	1	2	18	福岡 員祥	
					北川 裕介	
					□内線 ■外線	47-1250

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	1 豊田市産業振興プラン
	(6) イノベーションを起こす人材の掘り起こし・育成
	ア イノベーション人材創出事業
(4) 監査結果	報告書 59 頁掲載
■ 意見	・ものづくりミライ塾の運営事業について
	運営はものづくりミライ塾実行委員会が行い、その事務局は市産業部次世代産業課に置かれている。入塾者は20人前後と推移していたが、令和3年度以降は、著しく減少している。新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあるが、週1回（夜間）3時間SENTANに通う必要があることも影響していると考えられる。
	しかし、SENTAN という恵まれた施設で、同じ世代の仲間と切磋琢磨しながら新たな製品を開発するという機会は、他の地方公共団体では得られない貴重ものである。
	広報活動や働きかけを強化することや、開催時間や開催回数をよりフレキシブルにするなど参加しやすい環境を作るなど、意欲ある若者の育成の機会を維持・強化してもらいたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】					
(1) 措置区分	□A 措置完了	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定	
	■D 不措置	方針決定	令和5年 1月25日	課長確認	
	□E 検討中				
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		広報活動に関しては従前から課題として捉えており、例年周知している企業に対する個別確認に加え、これまで周知していなかった会議等への説明や、メディアでの周知を実施した。 開催時期や開催方法については、活動中の塾生のニーズを聞き取った上で、現行どおり事業を継続することとして実行委員会で合意を取っている。これまでも、開講日以外の曜日や時間においても、塾生の希望に応じて活動していただけの環境としているため、引き続き柔軟に対応していく。			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)					

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	次世代産業課
					福岡 員祥	
					北川 裕介	
					□内線 ■外線	4 7 - 1 2 5 0
19	4	1	2	19		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	1 豊田市産業振興プラン
	(6) イノベーションを起こす人材の掘り起こし・育成
	ア イノベーション人材創出事業
(4) 監査結果	報告書 59 頁掲載
■ 意 見	・スタートアップ掘り起こし事業としてのハッカソンの開催について
	市は、新たな価値の創出やオープンイノベーション及び起業の促進を図ることを目的に、様々な技能を持つ個人やグループが、短期間（2日間程度）で新たな製品のプロトタイプを制作し発表するハッカソンイベント「HACK the TOYOTA」を開催している。
	ハッカソンイベントは、新しいアイデアを掘り起こし、新製品の開発をするきっかけとして、有効な取組であると考え。意欲ある若者を支援するため、さらに広報等の充実を図り、認知度を高めることによって参加者数、事業規模を拡大してもらいたい。
	なお、東京都では「都知事杯オープンデータ・ハッカソン」で東京都のオープンデータを利用した行政課題の解決に向けたデジタルサービスを企画・開発するイベントを開催しており、令和3年度のハッカソンでは41チーム186人が参加して都民の生活の質を向上させるオープンデータを利用したサービスの提案がなされたとのことである。
	市においても、ものづくりハッカソンを基礎にサービスの提案にまで課題を広げることも検討してはいかがであろうか。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】						
(1) 措置区分	□A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中	方針決定	令和	年	月	日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日 長決定
	■D 不措置	方針決定	令和5年	1月	31日	課長決定
	□E 検討中					

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	当該事業は令和3年度に終了しており、当該事務について修正等の措置を講じることはできない。 また、このイベントで提案された事業を行う場合は、イベント当日のゲスト等の協力による関係者とのつながりや、とよたイノベーションセンターにおけるマッチングを始めとした事業化に向けた支援を活用することができるため、不措置とする。 引き続き、スタートアップ掘り起こしの取組として必要な事業を実施していく。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	産業労働課
20	4	1	2	20	川合 晃司	
					安川 綾子	
					■内線 □外線	2-4015

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	1 豊田市産業振興プラン
	(7) 企業の働き方改革の推進
	ア 働き方改革推進事業
(4) 監査結果	報告書 63 頁掲載
■ 意見	・ はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰について 市内の事業所において、はたらく人がイキイキ輝いている事業所を表彰する制度であり、受賞した事業所はシンボルマークの使用権を付与され、事業所のPRに使用できるほか、働き方改革取組事例集として掲載され、大学生、高校生向けの企業説明会への参加、「イキイキ働くよたの先輩名鑑」等への掲載といった特典がある。市独自で当該表彰の応募募集から評価選考まで実施していることから、かなりの労力がかかっており、公平性の確保、選考事務の効率化といった課題があると産業振興委員会において評価されている。 企業や従業員にとっても励みになり、またこれから就職をする若者にとっても就職の参考にもなる表彰制度であることから、例えば、民間への委譲や一部事務を民間へ委託するなど事務の効率化を検討することが望まれる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了 ☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定 ☐ C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定 ☒ D 不措置 方針決定 令和5年 2月 1日 課長決定 ☐ E 検討中
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	本事業に関しては、市内事業所への制度周知や取組意欲喚起のための事業所訪問の民間委託（数年にわたり実施したが、費用対効果を考慮し直営化）や、選考事務の一部の社労士会等への委託（検討したが、先方の人的資源不足等の理由で実現せず）について、試行錯誤してきた経緯がある。その結果、現状においては、働き方改革アドバイザー（社労士等）等の専門的な知見とマンパワーを活用した現行の運用が、現時点での最適解であると認識している。 引き続き、民営化も含め、効率化を図っていく。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	産業労働課
21	4	1	2	21	川合 晃司	
					安川 綾子	
					■内線 □外線	2-4015

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	1 豊田市産業振興プラン
	(8) 多様な人材の就労支援
	ア 就労支援事業
(4) 監査結果	報告書 66 頁掲載
■ 意見	・ 就労支援事業について 女性向けの取組は女性しごとテラスの運営のほか、セミナー開催、女性起業家支援など充実している。 一方、中高年齢者、若年者、定住外国人向けの就労支援は、キャリアカウンセリングや就労支援、セミナー開催等に限られており、女性向けの取組に比べ、予算的にも限られている。 新型コロナウイルス感染症拡大により、働き方も変わっており、テレワークも急速に拡大している。求職者と求人企業の間で、働く時間や、働き方、職種、スキルなど多様化するニーズに対して働き方のギャップが生じるケースが多い。 求職者の多様化するニーズに対応して雇用のミスマッチを縮小するため、求人企業に対しては働き方改革を進めるよう強く指導していく一方、求職者に対してはテレワークに対応したデジタルスキルの習得支援など、求職者のニーズに合った支援策の拡大が望まれる。 また、中高年齢者、若年者、定住外国人についても、求職者ごとにスキルが異なるため、個々のスキルに合わせたスキルアップの支援や支援メニューの拡大に取り組んでもらいたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】						
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和	年	月	日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定	令和5年	2月	1日	課長決定
	☐ E 検討中					

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	就労支援事業に関しては、求職者ごとに必要な支援策が異なることから、属性ごとにスキルアップ、マッチングの機会提供等の支援事業を実施している。とりわけ、女性の労働力率のM字カーブの谷が深いという地域特性を踏まえ、平成29年度に女性しごとテラスを開設し、女性就労支援事業に注力しており、M字カーブの谷の底の深さは完全には解消していないものの、改善傾向にあると認識しており、引き続き、同施設を核とした女性就労支援事業の継続を予定している。女性求職者に対するデジタルスキルアップ支援についても、開設以降、随時拡充している。 一方で、女性に限定しないデジタルスキルアップの機会の提供も必要であるため、令和5年度当初予算要求において事業化を検討し、予算査定結果に基づき、令和5年度から支援メニューの拡充を実施した。なお、令和5年度事業に関しては、当初予算の要求時点（令和4年10月）で、既に方針決定を行い事業化に向けた準備を進めていた事業であり、監査結果を受けたことにより、事業内容を変更していないことから、不措置とした。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	産業労働課
					川合 晃司	
					安川 綾子	
					■内線 □外線	2-4015

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	1 豊田市産業振興プラン (9) 将来の地域産業を担う人材の確保 ア 地域産業の担い手確保支援事業
(4) 監査結果	報告書 70 頁掲載
■ 指 摘	・ 豊田高等職業訓練校の利用実績報告の誤りについて 豊田高等職業訓練校の年次報告書を確認したところ、利用実績報告に誤りがあり、年次報告書の提出後、利用者数に関する実績資料の差し替えが行われていた。しかし、月次報告資料については差し替えが行われておらず、月次報告資料と年次報告書で利用者数に差異が生じる状態となっていた。 利用者数は各月実績の積上げ集計であり、施設の有効に活用されているかを把握するための重要な指標であるため、正確な実績報告ができるよう適切に管理してもらいたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】												
(1) 措置区分	■ A 措置完了	方針決定	令和5年	2月	1日	課長決定	措置完了	令和5年	4月	完了		
	□ B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和	年	月	予定
	□ C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定					
	□ D 不措置	方針決定	令和	年	月	日	長決定					
	□ E 検討中											
(2) 監査結果に対する		監査結果報告に記載のとおり、利用者数の推移の把握について、施設の活用状況の確認における重要性を再認識し、指定管理者との間で、集計・報告事務の現状を確認するとともに、改善方法を検討することとした。結果として、報告書作成の自動化と、複数担当者による2重チェックの徹底に取り組むこととした。										
■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)												
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和5年度から同校の事務長が交代したため、改めて、新事務長と協議し、月次報告及び年次報告における利用者数集計の自動化及び事務担当者と事務長による2重チェックの徹底を依頼し、4月中に対応を完了した。										

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	産業労働課
					川合 晃司	
					安川 綾子	
					■内線 □外線	2-4015

1 監査結果

(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	1 豊田市産業振興プラン (9) 将来の地域産業を担う人材の確保 ア 地域産業の担い手確保支援事業
(4) 監査結果	報告書 70 頁掲載 ・職業訓練生の推移について
■ 意見	認定職業訓練事業は、大工・左官の職人の育成と技能伝承を目的に実施しているが、近年、訓練生人数は15人前後で推移している。平成元年開校当初は82人であったことから、近年は参加者が停滞している。 この原因としては、仕事が終わってから週2回から3回、夜18時から21時までの3時間参加するというスケジュールにあることがあげられるが、このままではじり貧になり、技能伝承がされなくなる恐れがある。 ものづくりミライ塾と同様、事業者、業界団体等による人材確保や育成に向けた主体的な取組意欲を喚起するなどの効果を期待できるが、職業訓練生人数が低迷している状態が継続するのであれば、事業の有効性の観点から、参加者が参加しやすい日程や受講方法の見直し、SENTAN との連携などの改善策を検討されたい。また、事業実施のニーズ自体が低迷している場合は、事業の廃止・縮小を検討されたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】

(1) 措 置 区 分	☐ A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措 置 完 了	令和	年	月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和	年	月予定
	☐ C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	☒ D 不措置	方針決定	令和5年	2月	1日	課長決定					
	☐ E 検討中										

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	職業訓練校における認定職業訓練事業は、職業訓練法人豊田職業訓練協会が、厚生労働省や愛知県の補助を受けて実施する自主事業であり、市としては、学校施設の整備等によりその運営継続を支援するものである。 訓練生の減少については、協会はもちろん、市としても課題と認識している。意見にあった集合訓練の実施時間帯については、同校による認定職業訓練が、同校において平日夜間に実施する集合研修と、訓練生が日中に日常業務を通じて研鑽する実技を合わせたカリキュラムとなっており日中の就業を原則としていること、指導員自身も日中は業務に携わる現役の職人であることから、実施時間の変更は、現実的に困難である。また、SENTANIにおけるものづくりミライ塾は、製造業における人材育成事業であり、本校では建設業における人材育成に取り組んでいることから、直接的な連携は困難である。 このような状況において、令和2年度からは、訓練生及び雇用主の負担軽減のため、授業料等を市が負担することで、支援を強化している。今後も、事業へのニーズを注視しながら、継続等について、協会との協議を進めていく。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
24	4	1	2	23	酒井 一裕	
					稲垣 量平	
					■内線 □外線	2-4032

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	2 豊田市商業活性化プラン
	豊田市商業活性化プラン全般
(4) 監査結果	報告書 72 頁掲載
■ 意見	・ 豊田市商業活性化プランに関連した事業の実施状況について
	豊田市商業活性化プランに対する監査を実施するにあたり、プランに関連する各事業の令和3年度の実施状況を確認したところ、複数の事業が実施されていなかった。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延によるイベントや店舗営業の自粛により、補助金の種類によっては申請自体が停滞していたことも理由のひとつである。
	しかし、申請のなかった補助金の周知方法を確認したところ、多くは市のホームページ上での記載に留まっているとのことであった。潜在的な利用希望者を行政側が認識していない可能性もあり、効果的な周知の方法について、関連団体とも連携しながら検討していくことが望まれる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】					
(1) 措置区分	□A 措置完了	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了 令和 年 月完了
	■B 措置中	方針決定	令和5年 4月 3日	課長決定	措置完了予定 令和6年 3月予定
	□C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定	
	□D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定	
	□E 検討中				
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて「施策の効果的な周知を関連団体と連携しながら行っていくこと」は、適正な行政事務に資するため、対応していくことを決定した。 具体的には、補助事業の対象となる事業者を多く抱える商工会議所等の団体に対し、毎年実施する補助金制度の説明会に加え、制度の周知においては、潜在的な希望者に対して情報を届けられる有効な手段として、例えば、市産業労働課が運用するホームページ「とよた産業ナビ」の活用などを検討していく。				
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和5年2月 商工会議所及び市内商工会へ補助金受付開始の情報提供及び補助金制度説明会による商店街への情報提供を行った。 同年3月 融資制度説明会による金融機関への情報提供を行った。				

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年9月2日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和6年 3月 1日 課長決定	措置完了 令和6年 3月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		令和5年度に事業転換サポート補助金及び魅力あふれる店舗創出事業補助金を統合して創設した商業パワーアップ支援補助金については、補助金の受付期間等を周知するチラシを作成し、受付開始の前月である令和5年8月から商工会議所及び商工会を通じて事業者へ周知を実施。また、令和4年度に引き続き、令和6年2月に商工会議所及び市内商工会へ補助金受付開始の情報提供及び補助金制度説明会による商店街への情報提供を実施。また、令和6年3月には、金融機関に対して融資制度説明会を行い、信用保証料補助金について情報提供を実施。 「とよた産業ナビ」については、令和6年度予算で予算措置をしており、他課と連携しながら活用を検討中である。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和5年8月 商業パワーアップ支援補助金 チラシ配布 令和6年2月 商工会議所及び市内商工会へ補助金受付開始の情報提供及び補助金制度説明会による商店街への情報提供を実施 令和6年3月 金融機関に対して融資制度説明会を行い、信用保証料補助金について情報提供を実施	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
					酒井 一裕	
					稲垣 量平	
					■内線 □外線	2-4032

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	2 豊田市商業活性化プラン
	(1) 市内での消費購買を増やすとともに、商業拠点性を向上する
	ア 商店街等事業機会拡大事業
(4) 監査結果	報告書 76 頁掲載
■ 意見	・評価指標と事業内容の整合性について
	当該事業は「商店街活性化計画」に基づき行われる事業に対して市から団体への補助金が交付される。
	市は、年度の目標として参加団体数と事業数を採用しているが、これらの件数は「商店街活性化計画」自体の認定数に左右される。比較的大規模の商店街が継続的に計画を提出し「商店街活性化計画」の策定団体数自体は横ばいであるものの、平成30年以降新たに計画を策定している団体はなく、平成30年度における新規団体も令和4年度は継続していない。商業観光課は主要な商店街に担当者を配置し「商店街活性化計画」作成の伴走支援を行っているが、新たに申請する団体は停滞している状況といえる。
補助金申請の起点となる「商店街活性化計画」の作成を促進するような取組をより積極的に行うことが望まれる。また、当該事業の目標値は参加団体数と事業数であるが、豊田市商業活性化プランの目標達成指標（KGI）は人材育成事業への参加者数としているため、新たな団体や後継者等の参加を促す仕組みを作ることがプランの目的とも整合する。	
例えば、助成による成功事例の商店街間での共有会など、商店街の横のつながりを刺激する取組が加えられることにより、他の商店街への認知やモチベーション、若手人材の発掘・育成につながる可能性がある。現状、リモートによる共有会等の展開について実現には至っていないとのことであるが、新たなコミュニケーションツールの活用も視野に入れた検討を行うことが望まれる。	

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】	
(1) 措置区分	□A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	■E 検討中

(2) 監査結果に対する ☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☒ 方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて「新たな商店街活性化計画の作成を促進するような取組を積極的に行うこと」は、適正な行政事務に資することになるため、具体的な取組内容について今後検討する。 また、団体や後継者等の参加を促す仕組みづくりなどにより、現行プランの指標となっている人材育成者数の増加を図る。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年9月2日】					
(1) 措 置 区 分	☐ A 措置完了	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措 置 完 了 令和 年 月完了
	☒ B 措置中	方針決定	令和6年 8月20日	課長決定	措置完了予定 令和8年 3月予定
	☐ C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定	
	☐ D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定	
	☐ E 検討中				
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)	商業活性化プラン（2025-2029）の策定につき、改めて本市の商業者の状況を調査すると、高齢化による廃業、次代の担い手不足の問題が挙がっており、商店街も例外ではない。単に「商店街活性化計画」の策定を促しても、事業者（会員数）の減少ゆえに人材や資金がなく、事業を打ち出せない商店街もある。よって、「担い手の確保と維持」に取り組むべき課題とした。 この課題解決への施策として、創業支援を重点施策に位置づけ、商工会議所等の関係機関と連携して、創業前から創業後まで支援する「パッケージ型の支援」を計画している。その結果、創業者及び商店街をリードできる担い手の増加により、地域商業の活性化が図られ、商店街の活性化につながる活動が増えるものと考えている。 具体的には、令和7年度以降、既存のワンストップ創業支援窓口に加え、空き店舗を活用した創業者への補助金、チャレンジショップ出店の機会提供等を行う予定である。				
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和6年4月 商業活性化プラン（2025-2029）に係る産業実態調査の完了 取り組むべき課題の設定 令和6年8月 創業支援施策の立案				

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
					酒井 一裕	
					内川 哲雄	
					■内線 □外線	2-4032
26	4	1	2	25		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	2 豊田市商業活性化プラン
	(1) 市内での消費購買を増やすとともに、商業拠点性を向上する
	ア 商店街等事業機会拡大事業
(4) 監査結果	報告書 77 頁掲載
■ 意見	・指標の測定方法について
	永覚新町商店街の補助金実績報告書では、成果として商店街の通行量・売上増加店舗数を挙げている。しかし、売上の調査は自己申告での「増加・変わらない・減少」の三択による報告ベースという簡便的なものとなっている。また、通行量の調査について、調査日の総数が記載されているが、市から測定地点や測定方法に関するガイドラインは示されていないとのことであった。計測条件についてガイドライン等を示す等の方法により、「新規顧客の獲得・販売促進」の効果を表す指標としてより有効なものとなるよう、客観的な測定方法としていくことが望ましい。
	また、豊田市商業活性化プランの目標達成指標（KGI）が人材育成事業への参加者数であるが、令和3年度に対象となった19事業のうち、「永覚新町人材育成事業」以外は直接的に人材育成を目的としたものとなっていない。設定されている成果目標との親和性を高めるため、個々の補助対象の事業の内容や目標値も再検討することが望まれる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】						
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日 長決定
	☐ B 措置中	方針決定	令和	年	月	日 長決定
	☐ C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定	令和5年	4月	1日	課長決定
	☐ E 検討中					

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づく「効果の計測条件について、ガイドライン等を示す等の方法により客観的な測定方法としていくこと」は、適正な行政事務に資することになる。一方で、補助事業の効果を一律の基準で測定し評価する体制は望ましいものの、各団体の立地状況や事業は多種多様であることから、基準の策定は難しいため、不措置とする。 ただし、商店街等事業機会拡大事業は、顧客獲得や販売促進などの課題を解決していく事業であり、その事業内容や目標値の設定については、例えば、歩行者通行量では週末の昼間時間での測定を促すなど、伴奏支援として市職員が個別に提案を行っていくことにより対応していく。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
					酒井 一裕	
					谷口 元	
					■内線 □外線	2-4032

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	2 豊田市商業活性化プラン
	(1) 市内での消費購買を増やすとともに、商業拠点性を向上する
	イ 中心市街地テナントミックス整備事業
(4) 監査結果	報告書 80 頁掲載
■ 意見	・商業活性化推進交付金の推進計画の変更について
	令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によるイベント中止等により事業規模の縮小や内容の変更が行われ、商業活性化推進3か年計画から商業活性化推進交付金の交付決定額と確定額が変更されている。
	再構築調査報告書の最新版などをもとに、まちづくり（株）、TCCMにおいて、それぞれ商業活性化推進3か年計画が、令和2年1月に作成されているが、作成と前後して新型コロナウイルス感染症の拡大が始まり、両団体とも当計画期間はイベント中止・縮小による活性化事業の変更を余儀なくされている。
	まちづくり（株）は、商業活性化推進交付金対象の事業の実施規模を縮小・中止を受け、豊田市補助金交付規則第8条に基づき、「令和3年度商業活性化推進交付金変更承認申請書」により一部変更申請し、承認を受けている。しかし、確定額は変更後の申請額からも大幅に下回っている。
	商業活性化推進3か年計画に変更が生じる場合、原則として変更申請を行い、承認を受けることが必要となる。豊田市商業振興規則では、計画の変更を要しないものについて「目標の達成に支障がないと認められるもののうち、当該事業費の経費総額の100分の20以内のもの」に限定している。新型コロナウイルス感染症の蔓延という激しい環境変化により、商業活性化推進3か年計画内の目標の達成には支障が生じていると考えられる。また、商業活性化推進3か年計画内の各事業についても規模の縮小や変更を余儀なくされている。このような中で、市の財源を最適に配分する観点から、各年度の予算申請時及び進行中に、市は申請団体とともに環境変化が推進計画全体に与える影響を確認し、商業活性化推進3か年計画自体の変更や事業規模の見直しの要否について検討し、適時に変更申請を行うことが望まれる。
	なお、この点について令和4年度以降の計画に関しては、既存事業の実施規模見直しと新たな事業追加のため「第Ⅳ期商業活性化推進基本計画変更承認申請書」を提出し、承認を受けている。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☒ D 不措置	方針決定 令和5年 4月 1日 課長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて「商業活性化推進3か年計画について、予算申請時及び進行中に適時に変更申請を行うこと」は、適正な行政事務に資することになるが、令和4年度における実績報告及び事業費の精算が完了しており、計画変更はできないため、不措置とする。 ただし、監査意見のとおり、団体に対して、年度当初（4月頃）、上半期（9月頃）及び下半期（2月頃）において、計画内容等に関するヒアリングを行い、実態を把握し、計画変更の必要性について市で判断することとした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
					酒井 一裕	
					谷口 元	
					■内線 □外線	2-4032

1 監査結果

(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	2 豊田市商業活性化プラン (1) 市内での消費購買を増やすとともに、商業拠点性を向上する イ 中心市街地テナントミックス整備事業
(4) 監査結果	報告書 83 頁掲載 ・商業活性化推進交付金の支出目的の変更について
■ 指 摘	TCCM に対する商業活性化推進交付金は、実施事業と合計金額に変更がないことから年度途中に交付金の変更承認申請は行っていない。しかし、実施事業の内訳金額と内容は変更されており、内訳の「まちなか宣伝会議情報発信事業」については、交付決定額よりも確定額が増額している。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業の実施が困難となり予算を減額した一方で、当初計画になかった会員のためのページの新設のための費用130万円が増額されているためとのことである。当該事業は、本来予定していた外部向けの情報発信事業とは異なり、会員団体という内部向けの設備投資と考えられる。事業の目的については、実施前に市の担当者も把握しているが、本来の事業目的に沿った内容であることを検討した資料は残されておらず、会員ページ新設のシステム構築費用の妥当性・代替手段を含めた費用対効果等を検討し、当該支出が本当に目標達成に必要なものか十分な検討がなされているとは言い難い。 交付総額に変更がない場合でも、交付対象の事業に変更がないかについては慎重な判断を行い、必要であれば適時に変更申請の提出を行うことが望まれる。また、事業環境の変化により、事業内容が変更されることはやむをえないものであるが、変更される内容は従来の承認条件を充足しているか、また、支出により得られる効果を引き続き享受することができるか等の確認手続が必要である。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】

(1) 措 置 区 分	☐ A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措 置 完 了	令和	年	月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和	年	月予定
	☐ C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	☒ D 不措置	方針決定	令和5年	4月	1日	課長決定					
	☐ E 検討中										

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて「商業活性化推進交付金について、事業の変更に関する内容を確認すること」は、適正な行政事務に資することになるが、令和4年度における実績報告及び事業費の精算が完了しており、計画変更はできないため、不措置とする。 ただし、監査意見のとおり、団体に対して、年度当初（4月頃）、上半期（9月頃）及び下半期（2月頃）において、計画内容等に関するヒアリングを行い、実態を把握し、計画変更の必要性について市で判断することとした。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
					酒井 一裕	
					谷口 元	
					■内線 □外線	2-4032
29	4	1	2	27		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	2 豊田市商業活性化プラン
	(1) 市内での消費購買を増やすとともに、商業拠点性を向上する イ 中心市街地テナントミックス整備事業
(4) 監査結果	報告書 83 頁掲載
■ 意見	・長期的な計画の策定について
	「中心市街地テナントミックス整備事業」は、民間事業者による「中心市街地テナントミックスビジョン再構築プロジェクト会議」の調査事業に基づいた施設整備を支援することを目的としている。中心市街地テナントミックスビジョン再構築プロジェクト会議では再構築調査報告書を作成し、以降これを更新し、直近では令和2年度報告書が作成されている。令和2年度報告ではプランの更新と実行においての課題が記載され、内部環境の問題として各大型店が抱える共通課題について記載されている。しかし、中心市街地テナントミックスビジョン再構築プロジェクト会議の構成団体が、計画実行の障害となる共通課題への長期的全体的な対応について検討している資料はない。長期的課題は、テナントミックス自体の在り方に関わるものも多く、整備事業の成果を高めるためにも、長期的な共通課題の解決方針を策定したうえで構成団体の長期計画や3か年計画に落とし込むことが望まれる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】	
(1) 措置区分	□A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	■E 検討中
(2) 監査結果に対する □方針 (措置区分 A・B・C・D) ■方針の検討状況 (措置区分 E)	「中心市街地テナントミックスビジョン再構築プロジェクト会議」は再開発法人などの民間事業者が主体的に活動する組織体であるが、「第4期豊田市中心市街地活性化基本計画」と密接に関係する取組であるため、ビジョンの実現に向けては、官民の関係者で組織する中心市街地活性化協議会等において、長期的な共通課題の解決方針や具体的な取組について協議していく。

(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	
-----------------------------	--

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年9月2日】			
(1) 措 置 区 分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措 置 完 了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☒ C 措置予定	方針決定 令和6年 8月30日 課長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		「中心市街地テナントミックスビジョン再構築プロジェクト会議」は再開 発法人などの民間事業者が主体的に活動する組織体であるが、「第4期豊田 市中心市街地活性化基本計画」と密接に関係する取組であるため、ビジョン の実現に向けては、実働的な役割を担う「大型店の連携・共同事業」におい て、アフターコロナにおける現状を確認しながら、長期的な共通課題の解決 方針や具体的な取組について、決定していくこととした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
30	4	1	1	3	酒井 一裕	
					内川 哲雄	
					■内線 □外線	2-4032

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	2 豊田市商業活性化プラン (1) 市内での消費購買を増やすとともに、商業拠点性を向上する イ 中心市街地テナントミックス整備事業
(4) 監査結果	報告書 84 頁掲載
■ 指 摘	・ 豊田市商業振興条例の記載について 豊田市商業振興条例の第14条では、「交付金の額は第11条第2項の認定を受けた推進計画の事業に係る経費の100分の80以内とする。」と記載されている。しかし、第11条は（交付金交付対象事業者）に関しての記載であり、引用する条文の誤りと考えられる。引用すべき条文は、第12条第2項「市長は、前項の推進計画が、この条例の目的に適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。」と考えられるため、修正する必要がある。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】			
(1) 措 置 区 分	■A 措置完了	方針決定 令和5年 2月22日 部長決定	措 置 完 了 令和5年6月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	令和5年6月市議会定例会において、豊田市商業振興条例の引用誤り部分に係る改正を行う。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和5年6月市議会にて、豊田市商業振興条例の改正がなされた。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
31	4	1	2	28	酒井 一裕	
					内川 哲雄	
					■内線 □外線	2-4032

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	2 豊田市商業活性化プラン
	(2) 個々の事業者の魅力・サービスの質を向上する
	ア 魅力あふれる店舗創出事業補助金
(4) 監査結果	報告書 85 頁掲載
■ 意見	・補助金の申請団体の妥当性について
	豊田市個店魅力アップ事業補助金交付要綱第6条では「市長は、前条の規定により補助金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付額を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助事業者に通知するものとする。」としている。審査においては、1年以内に商業アドバイザー派遣事業を受けている事業者からの申請であることを前提としているものの、市における具体的な審査基準を文書化したものがなく、また、令和3年度において申請が却下されたものはない。実態としては商業アドバイザー派遣事業の実績内容を確認されたうえで申請が行われているものであるが、補助金が目的に照らして適切であることを審査するためのマニュアル等を設けることが望ましい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】	
(1) 措置区分	□A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置 方針決定 令和5年 8月14日 課長決定
	□E 検討中
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて「補助金が目的に照らして適切であることを審査するためのマニュアル等を設けること」は、適正な行政事務に資することになるが、魅力あふれる店舗創出事業補助金の内容は、商業振興策の中で他の補助制度に統合し、令和5年度末で廃止するため不措置とする。 なお、統合先の補助制度は、交付要領を制定し、商業振興委員による審査（採択基準等を設定）を行った上で事業採択を行っている。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
					酒井 一裕	
					内川 哲雄	
					■内線 □外線	2-4032

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	2 豊田市商業活性化プラン
	(2) 個々の事業者の魅力・サービスの質を向上する
	ア 魅力あふれる店舗創出事業補助金
(4) 監査結果	報告書 86 頁掲載
■ 意見	・成果指標について
	魅力あふれる店舗創出事業補助金は、豊田市商業活性化プランのうち（買い物環境の維持向上）と関連した補助金とされている。具体的には、豊田市商業活性化プランの中で「IT を利用した新サービス導入や情報発信等の支援により、新しい生活様式に対応した店舗づくりを推進します」と記載されている。一方で、補助事業の内容及び対象経費は、必ずしもIT を利用した経営戦略・戦術に対する補助を示していない。令和3年度は10件の補助実績があり、アプリやHP 制作を目的とするものも含まれていたが、半数は看板や店舗ディスプレイ、リーフレット作成のための支出の補助となっており、IT を利用した経営改善という内容ではなかった。 また、事業者からの報告により個別に売上や顧客の増加状況を確認しているが、これを取りまとめて活用しているものではなく、補助金全体では補助件数を指標としているのみである。 プランの示すIT を利用した経営改善を補助金の主眼に置くのであれば、それに適合するように補助金の対象範囲自体を見直すことが望まれる。また、プランの目標と適合する指標、例えばHP の作成率・PV数の改善率・キャッシュレス決済の導入率などを指標として設定し、プランの目的と整合した持続的な効果が得られているか検証することが望ましい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】										
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日 長決定	措置完了	令和	年	月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和	年	月	日 長決定	措置完了予定	令和	年	月予定
	☐ C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日 長決定				
	☒ D 不措置	方針決定	令和5年	8月14日	課長決定					
	☐ E 検討中									

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	魅力あふれる店舗創出事業補助金は商業振興策の中で他の補助制度に統合し、令和5年度末で廃止するため、制度改正については不措置とする。 ただし、監査結果の「補助金の対象範囲の見直し」、「当プランの目的と適合した指標の設定と検証」を行うことは、適正な行政事務に資することになるため、統合先の補助制度を調整する中で、今後実施していく。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
					酒井 一裕	
					稲垣 量平	
					■内線 □外線	2-4032
33	4	1	2	30		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	2 豊田市商業活性化プラン
	(2) 個々の事業者の魅力・サービスの質を向上する イ 中小企業指導団体支援（中小企業指導事業補助金）
(4) 監査結果	報告書 88 頁掲載
■ 意見	・補助金の申請内容の妥当性について
	豊田商工会議所に交付された中小企業団体等事業費補助金のうち、令和3年度は「まちづくりに専任で従事する職員の設置費」として3名分の人件費（14,739千円）に対する補助を行っている。補助対象の職員に関しては、組織分担表や人件費明細表により支払額の正確性や実在性を確認している。しかし、同要綱の「地域商工業活性化のために商工業者等の活動を支援する事業」としての業務実施内容や成果の確認が行われていない。実施される業務の内容や、対応する成果を確認し、同業務に選任で従事する職員の人数や補助金額の適切性を確認していくことが望まれる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☒ B 措置中	方針決定 令和5年 5月 8日 課長決定	措置完了予定 令和6年5月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて「実施される業務の内容や対応する成果の確認し、業務に選任で従事する職員の人数や補助金額の適切性を確認していくこと」は、適正な行政事務の遂行にあたり必要な措置であるため、豊田商工会議所が作成する事業計画書等について、より具体的な内容の記入を指導するとともに、実績報告を確認する時には、決算書等によって、より詳細に確認することとする。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和5年5月に、補助金の交付申請及び実績報告の際には、事業計画書に従事職員数のほか、実施事業を具体的に記入するように商工会議所に指導を行った。		

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年9月2日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和6年 5月31日 課長決定	措置完了 令和6年5月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		令和6年4月に提出された令和5年度の実績報告において、事業計画書等に職員数をはじめ、業務内容等の記載状況を確認。必要に応じて商工会議所の担当者にヒアリングを行い、補助金の適切性の確認を行った。 令和5年5月に実施した商工会議所に対する指導に続き、令和6年5月にも同様に事業計画書等への記入内容の指導を実施済み。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和6年5月 令和5年度の実績報告において、事業計画書等に職員数を始め、業務内容等の記載状況を確認。必要に応じて商工会議所の担当者にヒアリングを行い、補助金の適切性の確認を行った。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
					酒井 一裕	
					内川 哲雄	
					■内線 □外線	2-4032
34	4	1	2	31		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	2 豊田市商業活性化プラン
	(2) 個々の事業者の魅力・サービスの質を向上する
	イ 中小企業指導団体支援（中小企業指導事業補助金）
(4) 監査結果	報告書 89 頁掲載
■ 意見	・補助金事業執行状況の確認について
	第8次豊田市総合計画の後期実践計画（2021年～2024年）では、指標のひとつとして「中小企業への経営指導件数」を設定している。中小企業への経営指導事業は、「愛知県小規模事業経営支援事業費補助金」に規定する「経営改善普及事業」の中で行われており、当該事業の一部の項目について、市も補助対象としている。
	経営指導事業については県より「経営改善普及事業等の実施方針」が発出されており、各補助金対象団体はこれにしたがって事業を実施している。
	また、商工会議所の補助金事業の遂行状況については県の検査が実施され、ここでは県の要綱や実施方針に従った運用が行われていることを確認している。
	市は「令和3年度中小企業団体等事業費補助金交付要綱の運用について」にて補助対象の人件費・経費の具体的な対象範囲を記載しているが、これは県の実施方針を参考としながら作成されており、当該文書に記載のないものは県の実施方針等に従うものとしている。
	また、県の行う検査については市の担当者も同席しているほか、後日県より検査結果を受領している。
	しかし、市では、独自に補助金の執行状況の検査は行っておらず、また、県検査に同席した際に内容を記録した資料も残していない。したがって、経営指導件数やその他の補助対象事業がどのように実施・記録・報告されているものか、市として確認した文書が残されていない。
	補助金のうち、県と目的が重複する項目であっても、県の検査内容を参考としつつ、市として補助対象の事業内容・執行状況を把握して記録するとともに、指導すべき事項があれば継続して確認していくことが望まれる。また、市のみから補助対象となる項目についても、「中小企業の健全な発展に資するため」の補助金であることに相違はなく、これらが適切に使用され、補助の目的を達成しているかを確認、評価していくことが望まれる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☒ D 不措置	方針決定 令和5年 2月 1日 課長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づく「補助事業の内容と執行状況等の把握と記録」や「補助目的の達成状況の確認と評価」は、適正な行政事務に資するものとする。 豊田市中小企業団体等事業費補助金における経営改善普及事業の実施状況においては、実績報告の提出により事業内容及び執行状況を審査し、必要に応じて指導を実施しているところである。 また、事業目的の達成状況については、補助金等適正化委員会でとりまとめる自己評価書において定期的に確認している。 以上の取組により、補助事業の適切な実施が確保されているため、新たな取組をしないものとして不措置とする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
					酒井 一裕	
					稲垣 量平	
					■内線 □外線	2-4032
35	4	1	2	32		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	2 豊田市商業活性化プラン
	(2) 個々の事業者の魅力・サービスの質を向上する
	ウ 商業アドバイザー派遣事業
(4) 監査結果	報告書 91 頁掲載
■ 意見	・アドバイザーの適切性の検討について
	派遣するアドバイザーの選定について、豊田市商業アドバイザー派遣事業実施要領5(6)では「アドバイザーの選定は市と推薦機関が連携して決定するものとする。」としている。アドバイザーは中小企業診断士を中心にデザイナーや経営コンサルタント等が選任されており、市は事業所の課題の内容が事業に合致しているか、課題に対してアドバイザーが適当か等を審査し、決裁書類には業務実績情報等が添付されている。しかし、アドバイザーの適合性・適格性・バックグラウンドチェックや、派遣先との利益相反がないかなどの調査に関するルールがない。また、派遣にあたり入手する個人情報や営業情報の秘密保持についての誓約の取り決めがない。
	選定にあたり必要な事項を明文化し、推薦機関とともに確認していくことが望まれる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了 ☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定 ☒ C 措置予定 方針決定 令和5年 2月 1日 課長決定 ☐ D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定 ☐ E 検討中
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて「アドバイザーの選任に関するルールを規定する」ことは、適正な行政事務に資するため、アドバイザーの適合性・適格性・バックグラウンドチェックの実施方法を検討していく。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年9月2日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和6年 3月15日 課長決定	措置完了 令和6年4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		アドバイザーの選任にあたっては、その経歴、実績、有する資格等を示す書類を推薦機関がアドバイザーに求めて当課に提出をさせ、当制度を活用する事業者の目的と合致するか確認することとした。また、これらを示すことができないアドバイザー派遣の申請については、否認することとし、令和6年4月から運用している。 これらの運用にあたって、「商業アドバイザー 経歴等チェックマニュアル」を作成し、活用しながら実施している。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和6年3月 ルールの明文化 令和6年4月 運用開始	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
					酒井 一裕	
					稲垣 量平	
					■内線 □外線	2-4032
36	4	1	2	33		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	2 豊田市商業活性化プラン
	(2) 個々の事業者の魅力・サービスの質を向上する ウ 商業アドバイザー派遣事業
(4) 監査結果	報告書 91 頁掲載
■ 意 見	・成果指標について
	商業アドバイザー派遣事業は成果を示すものとして、派遣実施店舗数を指標としている。実際には、アドバイザーの指導の実施後に、アドバイザー側と対象事業所双方から報告書を入手しているが、事業の評価についてマニュアル化されておらず、とりまとめて報告内容を評価している資料は作成されていない。事業の成果を示すものとして、報告内容や、収益増加・費用削減などの効果などを使用することを検討されたい。また、好事例などを推薦機関等を通じて広く共有することで、さらなる活動の拡大が期待できるため、検討することが望まれる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☒ C 措置予定	方針決定 令和5年 2月 1日 課長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて「事業の評価についてマニュアル化することや、好事例を広く共有すること」は適正な行政事務に資するため、事後アンケート等により事業の効果測定を実施することを検討している。 具体的には、アンケートの実施方法や聞き取り事項などを検討し、アドバイザー派遣事業の成果を示す指標を選定していく。 また、事業の評価については、収益増加など成果を定量的・定性的に判断できるように内容を整え作成していく。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年9月2日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☒ B 措置中	方針決定 令和6年 8月26日 課長決定	措置完了予定 令和8年3月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		令和6年9月以降に商工会等の協力を得て、アドバイザー派遣事業を活用した事業者を訪問の上、その効果をヒアリングする予定である。ヒアリングにおいては、売上増加に寄与したか等を確認していく。 また、ヒアリングにより、売上増加等の効果が見られた「優良事例」については、優良事例集を作成し、商工会等を通じて紹介又はホームページ等への掲載等により、商業者の参考となるような取組を計画している。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和6年8月 優良事例集の検討	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
					酒井 一裕	
					藤堂 泰典	
					■内線 □外線	2-4036
37	4	1	2	34		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	3 豊田市観光実践計画 豊田市観光実践計画全般
(4) 監査結果	報告書 92 頁掲載
■ 意見	・ 豊田市観光実践計画における各地区での取組に係る掲載方針の相違について 豊田市観光実践計画における各地区での取組を比較したところ、地区別の掲載事業数は1～4事業と数に幅があり、その内容も整備事業のみに特化している地区から催事やアクティビティ、地元資源の活用等を含めた様々な視点で事業を設定している地区があることを認識した。これは、各地区での観光資源の多寡にも影響するところではあるが、いずれの地区も豊富な観光資源を有している点を考慮すると、豊田市観光実践計画に対する支所による策定方針等の認識の相違が原因と考えられた。 各地区では、観光協会等多くの観光関連団体の活動を通じて様々な取組が行われており、その結果が豊田市観光実践計画の目的達成につながるものであることから、計画策定に関する方針を共有し、施策に紐づけた事業活動として掲載すべきである。 また、市全体としての取組を網羅的に豊田市観光実践計画に反映することで、効果的な実効性評価や有効性ある予算管理が行われるものとする。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了 ☒ B 措置中 方針決定 令和5年 9月26日 課長決定 措置完了予定 令和7年3月予定 ☐ C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定 ☐ D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定 ☐ E 検討中
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて「各地区において計画策定に関する方針を共有し、施策に紐づけた事業活動を掲載すること」や「市全体としての取組を掲載すること」は、適正な行政事務に資することになるため、次期観光実践計画策定作業の中で、各支所や各地区観光協会との間に策定方針等の認識に乖離が発生しないよう十分に努め、計画の実効性を高めていく方策を検討する。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和5年9月 上記方針を踏まえた仕様にした次期観光実践計画策定準備委託を発注した。

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年9月2日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☒ B 措置中	方針決定 令和6年 8月21日 課長決定	措置完了予定 令和7年3月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて「各地区において計画策定に関する方針を共有し、施策に紐づけた事業活動を掲載すること」や「市全体としての取組を掲載すること」は、適正な行政事務に資することになるため、次期観光実践計画（2025-2029）策定において、各支所や各地区観光協会との間に策定方針等の認識に乖離が発生しないよう地区観光会議などを開催し、計画の実効性を高めるとともに、実情に沿った方策を検討している。 令和7年3月の策定完了と同時に、監査結果に基づく措置は完了する見込みである。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和6年5月 第1回策定委員会（骨子案の検討） 令和6年7月 地区観光会議（各観光協会等とのヒアリング） 令和6年8月 第2回策定委員会（基本施策、重点施策等の検討）	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						地域振興部	旭支所
38	4	1	2	35		鈴木 満	
						山田 祐嗣	
						□内線 ■外線	0565-68-2211

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	3 豊田市観光実践計画
	(1) 各観光地ならではの魅力向上と新たな観光の創出
	ア 花の里の拠点整備
(4) 監査結果	報告書 94 頁掲載
■ 意見	・負担金支出先との協定書における記載内容の網羅性について
	旭支所では豊田市観光実践計画において2つの事業を掲載しており、いずれも主体的に活動している委員会に対して負担金を支出している。その両事業に関して協定書を閲覧したところ、両事業の協定内容の記載に相違を認識した。具体的に「花の里の拠点整備」事業では、負担金が活用される期間となる「協定期間」及び負担金が余剰となった時の取り扱いである「負担金の返還」について、協定書上、明記されていなかったものである。
	支所担当者に対するヒアリング及び収支決算書の閲覧において、負担金支出の対象期間は協定締結日から令和3年度末までであること、また、負担金に係る余剰金については返還義務があり、令和3年度においては余剰金が生じており返還されていることを確認した。しかし、花の里づくり実行委員会の活動に対する費用を負担する上での取り扱いの明確化及び認識の齟齬がないようにするためにも、これらの内容については協定書への明文化が望まれる。
負担金の支出に関しては、補助金等のように市として取扱要綱等の文書は存在しないとの回答を得ているが、協定内容の網羅性及び対応方針の統一化を図るためにも、支所内もしくは全市的な文書の標準化を検討されたい。	

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】						
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定	令和5年3月9日	支所長決定	措置完了	令和5年3月完了
	□B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定	令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定		
	□D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定		
	□E 検討中					

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づき、負担金支出に係る協定については、本監査で意見を付された「協定期間」及び「負担金の返還」を始めとして、負担金支出先の活動に対する費用を負担する上で記載すべき内容を標準化し、各担当において協定書を作成することを決定した。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	上記方針に基づき、令和5年3月までに令和5年度の協定書作成を実施した。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	稲武支所
					杉山 寿美雄	
					鈴木 宏光	
					□内線 ■外線	82-2511
39	4	1	1	4		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	3 豊田市観光実践計画
	(1) 各観光地ならではの魅力向上と新たな観光の創出 イ ラリーを中心とするモータースポーツイベントを活用した観光振興
(4) 監査結果	報告書 96 頁掲載
■ 指 摘	・負担金事業収支決算書における予算との計上内容の相違について
	負担金を支出している「（特非）稲武まちづくり協議会」から提出された負担金事業に関する収支予算書及び収支決算書を閲覧した結果、支出項目の内訳レベルにおいて予算と実績の計上内容が大きく変更されていることを認識した。これについて、支所担当者にヒアリングした結果、年度中において活動内容に変更が生じたことは適宜把握しており、当該要因の理解に基づいて収支決算書の内容を確認しているとの回答を得たが、年度中において変更確認等の文書による手続は実施されていなかったことを確認した。 負担金の支出については補助金等と異なり、市として交付要綱等が設けられていないため、現状においては、当初事業計画から支出内容を変更する場合に変更申請書類の作成を要するものではない。しかし、協定書を締結する際には活動計画や収支予算書等に基づき負担金支出の必要性等を検討し、承認している以上、その内容に著しい変更が生じた場合には従来の承認条件を充足しているか、また、支出により得られる効果を引き続き享受することができるか等の確認手続は必要である。 そのため、年度中において当初提出された活動計画や収支予算書の内容を著しく変更する場合には適時にその旨の報告を受けるとともに、活動内容や財務情報等について改めて検討し、引き続き合理性があることを検討した履歴を残すことを検討されたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和5年6月30日 支所長決定	措置完了 令和5年6月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	令和5年度以降から、事業計画の内容等に著しい変更が生じた際は、「豊田市ラリーをいかしたまちづくり実行委員会」と適時確認及び情報共有を図るとともに事業計画の変更にかかる資料を作成することとする。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	対象者である(特非)稲武まちづくり協議会と協議し、事業計画に変更があった場合は、変更計画書を提出することとした。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	稲武支所
					杉山 寿美雄	
					鈴木 宏光	
					□内線 ■外線	82-2511
40	4	1	2	36		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	3 豊田市観光実践計画 (1) 各観光地ならではの魅力向上と新たな観光の創出 イ ラリーを中心とするモータースポーツイベントを活用した観光振興
(4) 監査結果	報告書 97 頁掲載
■ 意見	・負担金支出先における負担金事業と自主事業の計上区分について 市におけるラリーイベント関連活動は稲武支所での当事業の他、下山支所においても取り組んでいるため、両支所における負担金支出先に対する収支決算書を比較した結果、類似取引に関して収支計算書上の取り扱いが相違していることが認識された。 負担金支出先では、負担金を受領し活用する負担金事業と独自の活動である自主事業についてはその収支を明確に区別しており、負担金事業において剰余金が生じた場合には市に返還することと明記されている。この点については下山支所の負担金支出先も同様である。 そのため、負担金事業の対象となる取引範囲が異なる場合には、市への剰余金返還額も変わる可能性もあることから、支所での判断に留まらず、市として負担金事業における対象取引の範囲を明確化することで統一的な取り扱いを共有すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和5年6月30日 支所長決定	措置完了 令和5年6月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	令和5年度からの（特非）稲武まちづくり協議会による運営においては、負担金を財源とした負担金事業と、収益が発生する販売等の自主事業を切り分けて実施し、収支計算書上で混在しないようにする。活動が類似する旭支所・下山支所・稲武支所の3支所において、負担金事業における対象取引の範囲を共有する。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和5年6月30日に旭、下山、稲武の3支所で負担金事業の対象範囲の共有を実施し、同日、（特非）稲武まちづくり協議会とも共有した。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	稲武支所
					杉山 寿美雄	
					鈴木 宏光	
					□内線 ■外線	82-2511
41	4	1	2	37		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	3 豊田市観光実践計画 (1) 各観光地ならではの魅力向上と新たな観光の創出 ウ どんぐりの里いなぶ周辺整備
(4) 監査結果	報告書 99 頁掲載
■ 意見	・実現可能性のある予算の作成について 当事業は、桑原棚田の景観保護や武節城址（城山）の整備を進めることにより、景勝地及び山里体験の場として観光振興を進めることを目的としている。予算の執行率は32%と予算を大きく下回る結果となった。 支所担当者にヒアリングをした結果、当初伐採予定地において地権者の同意を得られなかったことや、土砂崩れの可能性を理由として伐採面積が大幅に減少したためとの回答を得た。 確かに、年度中において事業の実現可能性を判断したことで補正を行い、最終的には実績との乖離は△5.8%と小さいものとなっている。しかし、これらの理由は、予算作成段階での調査等によりあらかじめ把握することが可能な要因もあり、実務において実績が予算を大きく下回る場合とは、主として当年度において当初想定されていなかった事象の発生等が影響するものである。 そのため、限られた税収等の収入に対する全市的な観点から資金の有効活用の実現のためにも、予算算定時には予見可能な事象を最大限考慮し、実現可能性に裏付けられた支出額をもとに議論されることが望まれる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】					
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定	令和5年9月8日	支所長決定	措置完了 令和5年9月完了
	□B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定	
	□D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定	
	□E 検討中				
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		過大な予算編成とならないよう、事業計画の確認や見直しを行い、実施可能な事業予算の編成を実施する。			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和6年度の城山整備事業の当初予算編成時において、土地所有者の意向確認や対象伐採物の範囲、作業手法等を検討し、予算の平準化を念頭に城山の下腹・中腹・山頂を5カ年で順次整備する中期計画として事業予算の編成を実施した。			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	小原支所
					能見 秀行	
					古山 武嗣	
					□内線 ■外線	65-2001
42	4	1	2	38		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	3 豊田市観光実践計画 (1) 各観光地ならではの魅力向上と新たな観光の創出 エ 四季桜、豊田小原和紙、地歌舞伎など地域資源を活用したまちづくり
(4) 監査結果	報告書 101 頁掲載
■ 意見	・ 豊田市観光実践計画と対象となる予算・実績額との関連性について 豊田市観光実践計画の事業に係る予算・実績額の妥当性及びその有効性を検討するため関連資料を依頼したところ、従来から事業に紐づいた予算・実績額を算出しておらず、事業の対象範囲も定まっていなかったことが認識された。 支所担当者にヒアリングしたところ、今回の検討に当たって提示された予算・実績額は、地区として最も代表的な催事である四季桜まつりに関する事業をピックアップされたとのことであるが、豊田市観光実践計画に基づいた事業を管理する上で、その対象活動が明確でないことは、評価の継続性の観点からも望ましいものではないため、事業評価及び予算管理の観点から運用に関して見直しが求められる。また、事業名には、支所が誇る観光資源である「四季桜」「豊田小原和紙」「地歌舞伎」が明記されている以上、関連事業団体も含めたその取組や予算・実績額についても整合性を図る必要がある。 他支所においても豊田市観光実践計画における事業の活用に関してこのような認識の相違がみられる場面もあったことから、その設定や運用については、市全体として再度、共有することが望まれる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【 基準日 令和5年10月1日 】											
(1) 措 置 区 分	☐ A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措 置 完 了	令和	年	月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和	年	月予定
	☐ C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	☒ D 不措置	方針決定	令和5年10月24日	支所長決定							
	☐ E 検討中										
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		豊田市観光実践計画においては、計画全体の目標値のみが示されているとともに、個別事業の評価及び予算管理等を予定していない。したがって、計画に掲載された事業の評価を行う仕組みがないため、当該監査に伴う補正を行うことができず、不措置とした。 監査結果としても、（事業の）「設定や運用については、市全体として再度、共有することが望まれる。」とされ、計画自体の運用方法の改善が必要なものと認識しており、改善が行われた際には、監査意見を踏まえ対応したい。									
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)											

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	小原支所
					能見 秀行	
					古山 武嗣	
					□内線 ■外線	65-2001

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	3 豊田市観光実践計画
	(1) 各観光地ならではの魅力向上と新たな観光の創出
	エ 四季桜、豊田小原和紙、地歌舞伎など地域資源を活用したまちづくり
(4) 監査結果	報告書 102 頁掲載
■ 指 摘	・ 補助対象事業における予算管理について
	小原観光協会に対する補助金は、豊田市観光振興団体事業補助金交付要綱に基づき交付するものであり、小原支所では対象事業期間が終了した際に実績報告書等の提出を受け、その事業実態や決算内容等の確認を実施している。 令和3年度における補助対象事業決算内訳書を閲覧した結果、補助対象事業単位で予算額を超過して補助金を支出している事業があることを認識した。 令和3年度においては、補助対象事業であった小原夏まつりの中止があり、補助金交付要綱第10条において定める補助対象事業の計画変更（廃止及び中止を含む。）の際に必要な「観光振興団体事業計画変更承認申請書」を作成し、市の承認を受けている。 そのため、補助対象事業の中止に伴い、補助金の総額の減額が見込まれるところ、減額した分は、今回実績額が予算額を超過しているうちの1事業に充当された形になっていた。 しかし、補助金は本来、対象事業に対して必要と認めた金額を補助しているものであり、補助対象事業が取り止めになり残余额が出たからといって、他の事業予算に充当して良いものではない。補助金の性格や市の貴重な財源を使用している点からも、厳格に運用されるものである。 仮に、補助対象事業の金額の増額が必要であれば、小原観光協会は、「観光振興団体事業計画変更承認申請書」を市に提出し、改めてその補助金額の増額の必要性や補助金額の妥当性を検討した上で承認を経る手続が必要と考えられる。現状では、同申請書の運用方法が不明瞭であることも要因の一つであることから、市として補助金に係る運用基準を明確化することで、統一的な取り扱いを共有すべきである。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☒ D 不措置	方針決定 令和5年10月24日 支所長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果として、補助対象事業の金額の増額が必要であれば観光振興団体事業計画変更承認申請書を提出し承認を得る必要があるとのことだが、当該指摘は令和3年度の事務であり、補正ができず、不措置とした。 豊田市観光振興団体事業補助金交付要綱の所管課である商業観光課が、指摘事項を踏まえ、令和6年度中に要綱改正を予定しているため、その運用基準を厳格に運用することとしたい。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	下山支所
44	4	1	2	39	大橋 史幸	
					鈴木 春彦	
					☐ 内線 ☒ 外線	0565-90-2111

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	3 豊田市観光実践計画 (1) 各観光地ならではの魅力向上と新たな観光の創出 オ しもやま観光戦略プラン事業の推進
(4) 監査結果	報告書 104 頁掲載
■ 意見	・ 豊田市観光実践計画における事業と地区での取組との紐づけについて 豊田市観光実践計画において、下山地区での取組は「しもやま観光戦略プラン事業の推進」として1事業に集約されており、豊田市観光実践計画としての施策に基づきその活動が区分されていなかった。 「しもやま観光戦略プラン」とは、「冒険体験発見しもやま」の実現をコンセプトとして、下山地区における観光まちづくりを推進する取組を示す地区独自の計画であり、5つの取組テーマと15の実施項目により構成されている。同プランは各実施項目の取組、数値目標や目指す成果を設定し、評価しているもので、有効に活用されているものと判断するが、市として取りまとめている豊田市観光実践計画の作成方針とは視点が異なっているものである。 そのため、例えば「しもやま観光戦略プラン」での取組テーマと豊田市観光実践計画上の施策を関連付けることで市としての視点の整合を図り、取組の方向性を合わせる事が望まれる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】	
(1) 措置区分	☐ A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	☒ C 措置予定 方針決定 令和5年 4月28日 支所長決定
	☐ D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	「しもやま観光戦略プラン」(以下「プラン」という。)は、下山地区における観光まちづくりを推進するために、下山支所が令和元年度に独自に策定し、豊田市観光実践計画(以下「実践計画」という。)は、次年度の令和2年度に商業観光課が策定したものである。実践計画の策定に当たっては、下山支所長が策定委員会に参画し、かつ、しもやま観光会議に対してヒアリングを2回実施しているため、プランの内容は策定委員会で共有され、これを踏まえて実践計画が策定されたと認識している。 したがって、実践計画の取組の方向性(柱)である「観光地ならではの魅力向上」、「観光商品の開発」、「おもてなしの環境整備」、「情報発信」は、プランの取組テーマと同じであるため、大きな方向性としては両計画の整合性はとれていると認識しているが、次期プランを作成する場合は、実践計画との関連付けをより明確にするよう検討する。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年9月2日】				
(1) 措 置 区 分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措 置 完 了 令和 年 月完了	
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定	
	☒ C 措置予定	方針決定 令和5年 4月28日支所長決定		
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定		
	☐ E 検討中			
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		令和5年度の監査結果に対する方針を継続し、令和6年度策定される豊田市観光実践計画との関連性や整合性を図りつつ、令和7年度から策定予定の次期「しもやま観光戦略プラン」に反映していく。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)				

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	下山支所
					成瀬 剛史	
					三上 明子	
					□内線 ■外線	0565-90-2111

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	3 豊田市観光実践計画 (1) 各観光地ならではの魅力向上と新たな観光の創出 オ しもやま観光戦略プラン事業の推進
(4) 監査結果	報告書 106 頁掲載
■ 意見	・ 負担金事業収支決算書における予算との計上内容の相違について 「豊田市ラリーをいかしたまちづくり実行委員会負担金」として「しもやまラリーイベント実行委員会」に対し4,000千円を支出しており、下山支所では年度終了時点において実績報告書の提出を受け、活動概要や収支報告を確認している。 これらの資料について閲覧した結果、収支報告において当初予算と支出内訳が大きく異なっていることを識別した。具体的には、当初予定していたラリーイベントが中止になったことで支出内容が大きく変更されていたことに対し、年度中での変更確認に対する証跡が確認できなかった。支所担当者に対するヒアリングにより、使途の変更においては適時に確認、情報共有しながら事務を実施しているとの回答を得たが、補助金や指定管理料による支出の場合、計画内容に著しい変更があれば変更予算内訳書等の提出を求めている点や負担金は当初の事業内容を想定して支出されている点を勘案すれば、負担金支出の場合においても実際の活動内容に著しい変化が生じた場合には、変更内容の妥当性について判断した結果を残すなど、市としての統一的な対応が望まれる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】						
(1) 措置区分	■ A 措置完了	方針決定	令和5年6月30日	支所長確認	措置完了	令和5年6月完了
	□ B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定	令和 年 月予定
	□ C 措置予定	方針決定	令和5年 月 日	長決定		
	□ D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定		
	□ E 検討中					
(2) 監査結果に対する ■ 方針 (措置区分 A・B・C・D) □ 方針の検討状況 (措置区分 E)		令和5年度以降から、事業計画の内容等に著しい変更が生じた際は、「豊田市ラリーをいかしたまちづくり実行委員会」と適時確認及び情報共有を図るとともに、事業計画の変更に係る資料を作成することとする。				
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		豊田市ラリーをいかしたまちづくり実行委員会（事務局：ラリーまちづくり推進課）と協議済みである。 令和5年度から事業計画に著しい変更が生じた場合は、事前に相談をした上で、改めて事業計画及び収支予算を提出する旨を明記するよう依頼し、通知に反映したことを確認した。				

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	下山支所
					成瀬 剛史	
					三上 明子	
					□内線 ■外線	0565-90-2111

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	3 豊田市観光実践計画 (1) 各観光地ならではの魅力向上と新たな観光の創出 オ しもやま観光戦略プラン事業の推進
(4) 監査結果	報告書 107 頁掲載
■ 意見	・負担金支出先における負担金事業と自主事業の計上区分について ラリーイベントに関連するTシャツ販売に関する収支について、実績では自主事業に計上されていたが、同じくラリーイベントに関連するTシャツ販売をしている稲武支所の（特非）稲武まちづくり協議会では負担金事業として計上していた。市の貴重な財源を基にした負担金事業については、その用途の適正性や公平性の観点から同様の取り扱いをするべきであり、その区分によって、負担金の市への返還額も変わってくることから、統一的な取り扱いにすることが望まれる。 また、豊田市ラリーをいかしたまちづくり実行委員会からの通知「各地域盛り上げ部会の会計における利息の取り扱いについて（令和4年3月17日）」では、発生した利息を自主事業に計上することを指示しているが、これは自主事業を有した団体において利息発生原因の特定が困難であることを理由としている。そのため、仮にTシャツ販売が負担金事業になる場合は、自主的な財源を有する自主事業がなければ、利息は負担金から発生したものになることから、負担金事業において利息を計上することになる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】						
(1) 措置区分	■ A 措置完了	方針決定	令和5年6月30日	支所長確認	措置完了	令和5年6月完了
	□ B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定	令和 年 月予定
	□ C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定		
	□ D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定		
	□ E 検討中					
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		令和5年度からの実行委員会においては、負担金を財源とした収益が発生する自主事業は行わない。地域振興のための収益が地元還元される取組は、商工会、観光協会等地域の別組織で実施する。利息は、負担金事業で計上する。				
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		事業の取扱いについて、令和5年6月30日に開催した実行委員会総会にて了承を得た。				

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	藤岡支所
					山田 政則	
					林 ともみ	
					□内線 ■外線	76-2102
47	4	1	2	42		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	3 豊田市観光実践計画 (1) 各観光地ならではの魅力向上と新たな観光の創出 力 ふじおか回遊ルートの整備、促進
(4) 監査結果	報告書 109 頁掲載 ・評価指標の見直しについて
■ 意見	検討に当たり、藤岡支所が作成した「地域予算提案事業事業計画書（当初策定日：2018年7月27日、更新日：2021年8月26日）」を閲覧し、事業内容や目標、年度別計画及び実績などを確認した。その結果、当該事業は地域住民の観光事業に対する「施政満足度が低い」といった理由からスタートしている一方で、成果の測定が「藤岡・藤岡南地区内体験メニュー数」とされていた。 この点について担当者へヒアリングしたところ、藤岡地区は季節によって来訪者が少ないことから、まずは体験メニュー数を増やすことで地域資源を生かした楽しみを地域住民が生み出すことを優先し、その結果として観光客数の増加につなげたいとのことであった。最終的に観光客の誘致につなげたいとの目標があるのであれば「観光客数の増加」といった評価指標を掲げることが必要と考える。 また、体験メニューの参加者の分析を通じてメニュー自体が魅力的な観光資源となっているか否か、といった検証の必要性を検討されたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	■D 不措置	方針決定 令和5年 9月29日 支所長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果として最終的に観光客の誘致につなげたいとの目標があるのであれば「観光客数の増加」といった評価指標を掲げることが必要であるとの意見を受けたが、当該計画書は2022年に取組が終了しているため、監査結果としていただいた意見については対応しないこととする。 なお、事業は終了したが、2023年は「ふじおかまるごと体験2023」として12件の体験メニューに取り組んでいる。 これらの体験メニューにより、新たな来訪者を呼び込むことができ、魅力的な観光資源であることを確信している。このようなメニュー開発を継続することが、いずれ観光客数の増加につながるため、2024年からは藤岡観光協会が、これらの体験メニューの企画を引き継ぎ、「観光客数の増加」を指標に掲げて取り組んで行くこととする。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	稲武支所
					杉山 寿美雄	
					鈴木 宏光	
					■内線 □外線	18-778-2-20~26
48	4	1	2	43		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	3 豊田市観光実践計画
	(2) 地域特性を生かした特産品や観光商品の開発、展開
	ア いなぶ山里体験の充実
(4) 監査結果	報告書 111 頁掲載
■ 意見	・指定管理事業の収支決算書に対するチェック機能の発揮について
	豊田市稲武どんぐり工房は、「豊田市稲武どんぐり工房の管理運営等に関する基本協定書」及び「同令和3年度協定書」に基づき、いなぶ観光協会により管理運営されており、稲武支所では基本協定書第19条第1項に基づき提出された事業報告書により、指定管理者が行う管理運営が適切に実施されていることを確認する必要がある。
	事業報告書のうち、「令和3年度豊田市稲武どんぐり工房の管理運営に関する収支決算書」及び「令和3年度いなぶ観光協会決算書」を閲覧した結果、協会決算書において自主事業と運営委託事業との区分が一部不明瞭であることに起因し、収支決算書への計上の網羅性及び整合性を確認することができなかった。具体的には、山里体験業務のうち、運営委託業務における事業参加料収入や対応原価である消耗品費等の収支決算書計上額について、協会決算書もしくは補助資料によりその計上の妥当性を支所として確認できていなかったものである。
	協会決算書では、基本的に収入と支出は各事業単位で計上されているが、山里体験業務に関しては自主事業分と運営委託業務分が混在しているため不明瞭になっているものである。基本協定書第21条第1項により、当該管理運営業務に係る分は独立した区分経理を行っていることから、区分経理に関する資料を入手するなどして計上内容が真実であることを確認し、市としてチェック機能を有効に発揮することが望まれる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【 基準日 令和5年10月1日 】											
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了	令和	年	月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和	年	月予定
	☐ C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	☒ D 不措置	方針決定	令和4年2月28日	支所長決定							
	☐ E 検討中										

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	令和3年度の包括外部監査においても、同趣旨の指摘がされたものであるため、令和4年度から仕様書の見直しを行い、山里体験の実施については全て自主事業とすることで指定管理業務と自主事業の区分を明確化することとした。 したがって、監査時において既に対応済みであることから、不措置とする。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	稲武支所
					杉山 寿美雄	
					鈴木 宏光	
					■内線 □外線	18-778-2-20~26
49	4	1	2	44		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	3 豊田市観光実践計画
	(2) 地域特性を生かした特産品や観光商品の開発、展開
	ア いなぶ山里体験の充実
(4) 監査結果	報告書 112 頁掲載
■ 意見	・指定管理事業における活動範囲の明確化について 令和3年度の基本協定書では、指定管理者が行う業務として「施設内の山里体験業務の実施」が明記されているが、指定管理者はそのほとんどを自主事業と判断し、収支決算書にはその一部の収支のみしか計上していなかった。 今回の発生原因は、指定管理業務としては基本協定書により共有されていたものの、その具体的なプログラムについては両者の認識に相違が生じていたものであり、その結果、指定管理事業としての計上額について協会決算書との整合を確認できなかったものである。 なお、今回把握した不明瞭な事業区分については、令和3年度包括外部監査において指摘を受けており、市は令和4年度において山里体験業務を全て自主事業としたことで改善しているとの回答を得た。そのため、支所担当者より変更内容の説明を受けた上で、変更基本協定書に基づいた仕様書の変更を確認した。 よって、今回認識された内容については令和4年度での改善は期待できるものの、指定管理を行う上で、その対象範囲の明確化は指定管理者と共有すべき重要な事項の一つであり、市としては委託する上で指定管理業務を網羅的に把握するとともに、指定管理者による業務の理解を深めることが必要である。指定管理者は収益向上のため様々な取組を実践していく中で、その活動は例年変化しているのも事実であることから、年度協定書を締結する際には、改めて現状の事業活動に関する報告を受けるとともに、実態に即した見直しを適時に検討することが求められる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】	
(1) 措置区分	■A 措置完了 方針決定 令和5年 8月17日支所長決定 措置完了 令和5年9月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	指定管理者から業務内容の報告を受け、活動内容を把握し、必要に応じて仕様書等の見直しを行うこととする。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和6年度から次期指定管理期間が始まることに併せて、指定管理者と打合せを行い、仕様書の記載内容について管理区域、維持管理業務を明確に記載するなどの見直しを行った。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	足助支所
					花木 一也	
					西村 理恵子	
					■内線 □外線	18-770-2-120
50	4	1	2	45		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	3 豊田市観光実践計画
	(3) 地域資源を支える基盤の拡充
	ア 香嵐溪整備事業の実施
(4) 監査結果	報告書 114 頁掲載
■ 意見	・負担金事業の収支決算書に対するチェック機能の発揮について 香嵐溪施設・城跡公園足助城・百年草（老人デイサービスセンターを除く。）に合計189百万円の指定管理料を支出している（株）三州足助公社に対する年度協定書、基本協定書、基本協定書第18条に基づき提出される事業報告書（指定管理別収支決算書含む。）及び公社の決算報告書を閲覧した結果、次の内容を認識した。 ・指定管理別収支決算書と公社決算書の部門別収支状況における不整合 ・収支計算に反映すべき指定管理事業の範囲が不明確 指定管理料を支出し、事業報告を受ける立場にある市としては、その決算内容に問題がないことを確認する必要がある。現状において決算内容の確認は実施しているものの、管理運営業務に係る区分経理に関連する資料を入手するなどして、より効果的なチェック機能の発揮が望まれる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】										
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日 長決定	措置完了	令和	年	月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和	年	月	日 長決定	措置完了予定	令和	年	月予定
	☒ C 措置予定	方針決定	令和5年10月		1日	支所長決定				
	☐ D 不措置	方針決定	令和	年	月	日 長決定				
	☐ E 検討中									
(2) 監査結果に対する		監査結果では、収支計算に反映すべき指定管理事業の範囲が不明確と意見された。自主事業、指定管理業務、その他施設において行われている事業の各事業の区分を明確にすることが必要であるため、これらの区分を見直す作業に着手することとする。 この見直し作業を踏まえた上で、指定管理料の支出に必要な確認方法等について、検討することとする。 令和5年10月～ 作業着手 令和6年3月 指定管理業務の範囲と区分経理の明確化								
☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D)										
☒ 方針の検討状況 (措置区分 E)										
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)										

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年9月2日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和6年3月31日 支所長決定	措置完了 令和6年3月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		(株)三州足助公社へのヒアリング、区分経理資料の入手等により、自主事業、指定管理業務、その他施設において行われている各事業の区分を明確にして、(株)三州足助公社と共有した。また、今後は、決算報告書の確認に加え、明確にした業務区分に基づき区分経理資料も確認する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		業務区分の明確化と確認事務の確定	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
					酒井 一裕	
					藤堂 泰典	
					■内線 □外線	2-4036
51	4	1	2	46		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	3 豊田市観光実践計画
	(4) 観光人材の発掘、育成
	ア 各地区の課題解決に向けたアドバイザー支援
(4) 監査結果	報告書 116 頁掲載
■ 意見	・観光事業の実施主体間のコミュニケーションについて 情報発信についてツーリズムとよたには、CRM システムやSNS 及びWEB 広告などを通じたりソースやノウハウがあり、ツーリズムとよたにおける重要な事業の一つである。ツーリズムとよたと各観光協会とのコミュニケーションが十分な情報交換を図ることにより「ALL 豊田で連携」し、効率的・効果的な情報発信が可能になると考えられるため、商業観光課及び支所も含め、一層の連携強化の方策を検討されたい。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】											
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了	令和	年	月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和	年	月予定
	☒ C 措置予定	方針決定	令和5年	4月	1日		課長決定				
	☐ D 不措置	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	☐ E 検討中										
(2) 監査結果に対する		監査結果に基づいて「ツーリズムとよたと各観光協会、商業観光課及び支所も含め、一層の連携強化の方策を検討すること」は、適正な事務に資することになる。									
■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		支所や地区観光協会との連携はDMO（観光地域づくり法人）としても重要事項であることから、これまで、ツーリズムとよたを中心にして観光協会事務局長会議や支所観光担当者会議の場において、時節に応じた情報の交換や課題共有を行っている。また、ツーリズムとよたと連携して行う観光マーケティング調査の結果は、各地区観光協会を始めとする関係者に報告しており、引き続き、本市観光動向に基づく各事業者等の戦略策定や課題の共有に活用していく。									
		意見の趣旨をふまえ、今後、上記会議等の場において、一層の連携強化を図るとともに、次のとおり順次進めていくこととする。									
		令和5年12月 観光協会事務局長会議を開催 令和6年 3月 マーケティング調査結果報告会									
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)											

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年9月2日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☒ B 措置中	方針決定 令和6年 7月 2日 課長決定	措置完了予定 令和7年3月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて「ツーリズムとよたと各観光協会、商業観光課及び支所も含め、一層の連携強化の方策を検討すること」は、適正な事務に資することになる。 支所や地区観光協会との連携はDMO（観光地域づくり法人）としても重要事項であることから、これまで、ツーリズムとよたを中心にして観光協会事務局長会議や支所観光担当者会議の場において、時節に応じた情報の交換や課題共有を行っている。また、ツーリズムとよたと連携して行う観光マーケティング調査の結果は、各地区観光協会を始めとする関係者に報告しており、引き続き、本市観光動向に基づく各事業者等の戦略策定や課題の共有に活用していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和6年5月 支所観光担当者会議開催 令和6年7月 観光協会事務局長会議開催	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
					酒井 一裕	
					石川 貴祥	
					■内線 □外線	2-4036
52	4	1	1	6		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	3 豊田市観光実践計画
	(5) 戦略的なプロモーションによる観光ブランドの普及
	ア プロモーション手法の充実
(4) 監査結果	報告書 119 頁掲載
■ 指 摘	・委託費精算書の各項目の単位について ツーリズムとよたは事業実施に際し、民間企業へ次の業務を委託している。委託業務の内容及び委託金額の妥当性を検討するため、それぞれの業務の委託費積算書を確認した。 ヒアリングでは、業者との事前協議の段階で工数の精査をしているとの回答を得たが、委託業務すべての委託費積算書の各項目の単位は「一式」となっており、積算根拠の過程が見えにくい。 委託前の段階においては積算根拠が妥当であるか否か、そして委託後においては積算した通りに業務が実施されたか否かを検証するため、例えば工数（時間や日数）など積算の根拠となる単位で見積書を作成すべきと考える。 ツーリズムとよたは市の出資団体であり、補助金等をうけている財政援助団体でもあることから市と同等の対応をすることが望まれる。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】	
(1) 措置区分	■A 措置完了 方針決定 令和5年 4月 1日 課長決定 措 置 完 了 令和5年4月完了
	□B 措置中 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて「委託費積算書の各項目の単位を「一式」ではなく、例えば工数（時間や日数）など積算の根拠となる単位で見積書を作成すること」は、適正な事務に資することになるので、客観性の担保のため、令和5年度以降の委託費の積算においては、具体的数値による積算が可能な項目については時間や日数で表記するように事務を改める。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和5年4月 上記方針に基づき、可能な項目においては具体的数値を用いて委託費の積算を行うこととした。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
					酒井 一裕	
					藤堂 泰典	
					■内線 □外線	2-4036
53	4	1	2	47		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	3 豊田市観光実践計画
	(5) 戦略的なプロモーションによる観光ブランドの普及
	ア プロモーション手法の充実
(4) 監査結果	報告書 122 頁掲載
■ 意見	・委託業者の見直しについて
	「CRM システム基盤構築等業務」の委託業者決定過程の検討において決定書を確認したところ、契約先である民間会社へは「一者特命の随意契約とする。」とあった。また、その理由として「ホームページ運営と密接な連携が必要」である点、及び「ホームページのCMSを利用しなければならない」点の2点を挙げている。
	特にシステム系の委託業者については保守業務など長期継続的に発注することが多いが、長年の契約事務の中で発注価格が硬直化し、業務内容が時代に合わなくなるなどの不都合が生じることがある。
	こうした弊害を避けるため、一者随契となる業務について定期的に他自治体等の価格をヒアリングし、業者の見積書の妥当性を検討する意識が必要であると考え
なお、観光分野における他自治体のCRM システム導入の実績は少なく、システム構成も参考にできる類似団体はなかったことから費用比較は実施していないとの回答も受けているが、開発業者の指値での委託にならないように価格の妥当性については例えば「どのような作業にどの程度の日数が必要か」といった工数の確認などを通じて慎重に検証する必要があることから、検討の過程がわかる積算単位を用いるべきと考える。	

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】	
(1) 措置区分	□A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	■B 措置中 方針決定 令和5年 4月 1日 課長決定 措置完了予定 令和6年 3月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて「CRM システム基盤構築等業務委託において、検討の過程がわかる積算単位を用いること」は、適正な事務に資することになるため、積算においては、検討の過程が分かる単位を用いるよう改める。 現在、ホームページの保守運用等にかかる委託業務は株式会社ピコナレッジと長期継続契約を結んでおり、その他、ホームページ運用との関連性の強い業務に関しては、同社と一者特命の随意契約を都度結んでいる。 意見のとおり、今後、同程度の機能やデザイン性を有するホームページをもつ他の観光協会に関連経費の聞き取りを行い、新たに契約を結ぶ際の参考とする。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和5年4月 上記方針に基づき、可能な項目においては、検討の過程が分かる積算単位を用いて、委託費の積算を行うこととした。 ※他自治体・観光協会への聞き取りを年度内に実施予定

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年9月2日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	■B 措置中	方針決定 令和6年 4月 1日 課長決定	措置完了予定 令和7年3月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	現在、ホームページの保守運用等にかかる委託業務は株式会社ピコナレッジと長期継続契約を結んでおり、その他、ホームページ運用との関連性の強い業務に関しては、同社と一者特命の随意契約を都度結んでいる。 意見のとおり、今後、同程度の機能やデザイン性を有するホームページを有する他の観光協会に関連経費の聞き取りを行い、新たに契約を結ぶ際の参考とする。併せて、デザイン制作が主となる特設ページの作成等に関しては、仕様によっては、技術的に他社への発注も可能であることを確認したことから、該当する場合は、総経費を比較し発注を行う。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和6年4月 次回の契約締結時における分割発注について法人内で協議		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
54	4	1	2	48	酒井 一裕	
					藤堂 泰典	
					■内線 □外線	2-4036

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	3 豊田市観光実践計画
	(5) 戦略的なプロモーションによる観光ブランドの普及
	ア プロモーション手法の充実
(4) 監査結果	報告書 1 2 3 頁掲載
■ 意見	・実施事業間の方向性のすり合わせ
	「海外プロモーション企画・実施等業務」の委託業者決定過程の検討において「令和3年度海外プロモーション企画・実施等業務委託仕様書」を確認したところ、「・・・（略）海外誘客におけるターゲット3か国（台湾、タイ及びベトナム）・・・」とあった。当該3か国を選定した理由を担当者へヒアリングしたところ、次の回答を得た。
	中部国際空港と当該3か国間で直行便があること、新型コロナウイルス感染症前の訪日旅行者数が増加傾向であること、自然や花が好まれていることなどを考慮して選定している。
	一方で、「SNS 及びWEB 広告等管理運用業務」において、Facebook では英語、中国語の言語で情報発信をされており、タイとベトナムの言語が入っていない。
	この点について担当者へヒアリングしたところ、法人内にタイ語及びベトナム語を扱える職員がおらずSNS の運用には外部委託の継続が必須となるため、現在は追加の予定はないとのことであった。
特にベトナムは技能実習生といったかたちで来日している方も多い。将来的なターゲットとして見据えるのであれば、こうした将来の観光客の候補となる人たちにも積極的にアピールする手段としてターゲット国の母国語による情報発信も視野に入れることは有意義であると考えます。	

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】	
(1) 措置区分	□A 措置完了 方針決定 令和 年 月 日 長決定 措置完了 令和 年 月完了
	■B 措置中 方針決定 令和5年 4月 1日 課長決定 措置完了予定 令和6年 3月予定
	□C 措置予定 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□D 不措置 方針決定 令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づき「SNS及びWEB広告等管理運用業務において、母国語（タイ語及びベトナム語）で情報発信すること」は、適正な事務に資するため、ツーリズムとよたを中心に、現ターゲットエリアのタイに対して、FIT（海外個人旅行）向けにはドライブマップを作成し、旅行事業者向けにはレップ（海外現地営業代行）の強化やJNTO（日本政府観光局）と連携した情報発信を行う予定である。 また、現行のツーリズムとよた短期経営計画に基づくメインターゲットエリアは台湾、タイ、香港の3エリアとなっており、台湾及び香港については、Facebookによる情報発信で対応している。 SNSによるタイとベトナムへの情報発信については、コスト面やSNSの特性（速報性、拡散性）に応じたリスク管理の観点から、ツーリズムとよたの職員が当該言語へのスキルを持つことが適当だと考え、従来どおりホームページを通じた発信で対応する。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和5年4月 Facebookについては、タイ語を除きターゲットとするエリアに対して母国語での情報発信を実施している。

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年9月2日】

(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和6年 4月 1日 課長決定	措置完了 令和6年4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	現行のツーリズムとよた短期経営計画では、台湾、タイ及び香港をメインターゲットに設定しており、タイ及び台湾では、海外現地での広報・営業代行（セールス・レップ）を継続し、香港ではSNSを中心に個人旅行者（FIT）向けの情報発信を行っている。また、多言語でのSNS発信及びホームページ掲載における情報発信を実施している。 ベトナムについては、セールス拠点（レップ）を設置し、個人旅行者向けのWebアンケート調査を行ったところ、約8割が「訪日経験なし」の結果だったことなどから、本市に誘客することは難しいと推察し、メインターゲットとはせず、従来どおりホームページを通じた発信で対応することとした。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和6年4月 メインターゲットにおける多言語でのSNS発信及びホームページでの掲載における情報発信を実施している。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
55	4	1	2	49	酒井 一裕	
					石川 貴祥	
					■内線 □外線	2-4036

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和4年度
(2) 監査テーマ	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について
(3) 監査項目	3 豊田市観光実践計画
	(6) 全市的な観光マーケティングの推進
	ア 観光マーケティング調査等による来訪者ニーズの把握
(4) 監査結果	報告書 124 頁掲載
■ 意見	・各観光協会への調査結果の展開について
	「令和3年度豊田市観光マーケティング調査」をツーリズムとよただけの分析にとどまらず、観光協会や観光事業者を集めて報告会を開催しており、市内の観光業界の発展を見据えた活動を行っている点は評価できる。
	一方で、一口に観光協会等と言ってもツーリズムとよたとの関係性に濃淡がある。具体的にはツーリズムとよた自身は、関係団体に調査結果報告書を送付しているが、それに対する反応について積極的に対応する団体とそうでない団体があるとのことである。
	委託業者の作成した調査結果報告書はすべての観光事業者に関係がある項目ばかりではなく、各関係団体が置かれた立場もさまざまであるためこうした濃淡が生じることはやむをえない点には同意する。
	一方、ツーリズムとよたは市商業観光課の元で、各関係団体と連携し、多様な地域資源を活用した観光商品の造成や情報発信に取り組んできた。令和4年3月に観光庁から「観光地域づくり候補法人」として登録されたことも踏まえ、今後はより一層各団体との関係を深め、地域の観光のかじ取り役として積極的に観光振興に取り組んでいかなければならない。
	各支所や観光協会とツーリズムとよたの連携を強めることにより、ツーリズムとよた自身の認知度向上につながることを期待される。

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年10月1日】						
(1) 措置区分	■ A 措置完了	方針決定	令和5年	3月	1日	課長決定 措置完了 令和5年 3月完了
	□ B 措置中	方針決定	令和 年	月	日	長決定 措置完了予定 令和 年 月予定
	□ C 措置予定	方針決定	令和 年	月	日	長決定
	□ D 不措置	方針決定	令和 年	月	日	長決定
	□ E 検討中					

(2) 監査結果に対する ☐方針 (措置区分 A・B・C・D) ☒方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて「ツーリズムとよたが、各支所や観光協会との連携を強めること」は、適正な事務に資することになるため、既に行っている報告会の実施に加え、日常的に各支所や観光協会の担当者と電話や対面での情報交換やツーリズムとよたが持つ観光関連のデータの共有、定期的に観光協会事務局長会議などの会議を開催することで、さらに連携強化を図る。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和5年3月に、各地区で観光協会や観光事業者を集めて報告会を開催した。なお、報告会については定例の開催とし、毎年度の開催を予定している。